

災害廃棄物処理 広域連携マニュアル

平成 31 年 3 月

大 分 県

<目 次>

■ 用語の定義.....	1
■ はじめに.....	2
■ 広域連携の流れ.....	3
■ 広域連携マニュアル.....	6
1. 被災状況の把握.....	6
2. 市町村の立場の分類.....	9
3. 被災市町村への照会.....	12
4. 支援可能市町村への照会.....	14
5. 支援組織との連携.....	16
5-1. 国との連携.....	17
5-2. 九州地方知事会（災害廃棄物処理等に係る相互支援協定）との連携.....	21
5-3. 太平洋セメント（株）との連携.....	24
5-4. 関係団体との連携.....	29
6. 情報の整理.....	36
7. 県による支援・受援のマッチング.....	49
8. 支援の最終調整、開始、完了.....	53
9. 資料（省略）	

■ 用語の定義

本マニュアルで用いる主な用語の定義は、以下のとおりとする。

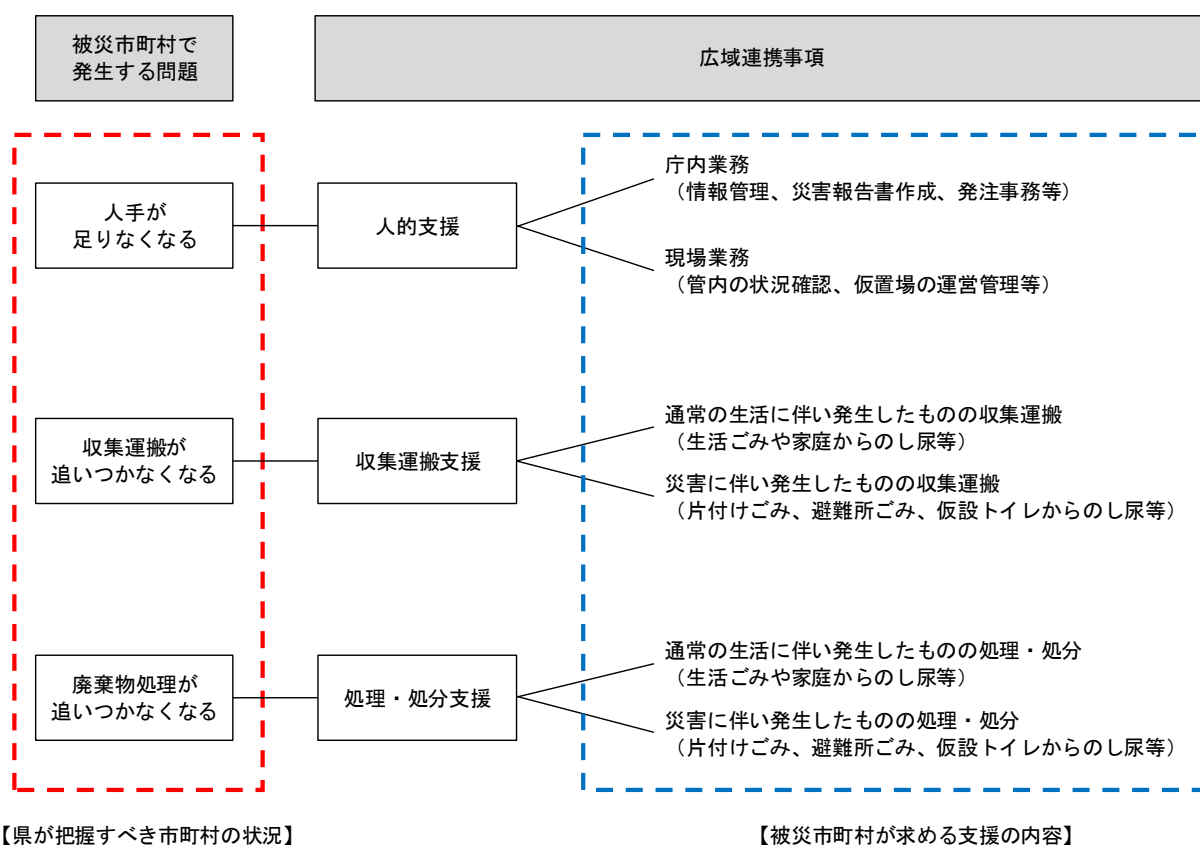
用語	本マニュアルにおける定義
大分県	対応の主体として「大分県」と記載されている部分は、「●●課」といった特段の断りがない限り、「生活環境部 循環社会推進課」を指す。
被災市町村	災害が発生した際に、被災しており、かつ、県や他の市町村、民間事業者等による支援を必要としている（又は今後必要とする可能性がある）市町村。
支援可能市町村	災害が発生した際に、被災市町村に対し支援を実施することが可能な市町村。
その他の市町村	被災市町村と支援可能市町村に該当しない市町村。例として、「被災はしているが、特に支援は必要とせず、当該市町村単独で対応が可能な市町村」や、「被災はしていないが、人手が少ない、収集運搬車両の余裕がない、廃棄物処理施設の受入余力がないといった理由で被災市町村の支援を行うことができない市町村」などが該当する。
広域連携	被災自治体が単独で災害廃棄物処理への対応ができない場合に、国や県を中心とした調整により、被災市町村の枠を超えた広域での支援体制を構築し、近隣自治体と連携して処理にあたること。災害の規模に応じて広域連携の規模も変化する（3ページ表1参照）。
受援	被災市町村が、災害廃棄物処理対応に関する支援を受けること。
マッチング	大分県が、受援側が希望する支援内容と、支援側が実施可能な支援内容の調整（支援と受援の調整）を図ること。
初動	発災直後の数日（概ね2～3日以内）を指す。また、この期間を「初動期」という。
支援組織	大分県、県内市町村以外で、災害廃棄物処理に係る組織として、国（環境省九州地方環境事務所）、九州地方知事会、太平洋セメント（株）、関係団体（下記参照）を指す。 なお、太平洋セメント（株）は、津久見市に所在する大分工場のことを指す。
関係団体	大分県と災害時の支援に関する協定を締結している団体として、（一社）大分県建設業協会、大分県建造物解体工事業協同組合、大分県環境整備事業協同組合、（一社）大分県産業資源循環協会、（公財）大分県環境管理協会を指す。
D.Waste-Net （災害廃棄物処理支援ネットワーク）	国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、その中心となる関係者による人的な支援ネットワーク。有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等によって構成される。

■ はじめに

災害が発生した場合には、市町村がそれぞれの災害廃棄物処理計画やマニュアルをもとにして災害廃棄物の対応に当たることが基本となるが、被害が甚大で、県内広域で災害廃棄物処理対応に当たる必要がある場合は、円滑かつ迅速に対応を進めるため、大分県を中心に、情報共有や支援・受援の調整等を図ることが重要であると考えられる（以下、大分県を中心としたこうした対応を「広域連携」という。）。

具体的には、下図に示すような「被災市町村で発生する問題」を県が中心となって把握するとともに、その問題に伴い被災市町村が必要とする支援の内容をカバーできるように、支援者の立場（被災していない市町村や民間事業者等）と受援者の立場（被災市町村）の双方向の調整（マッチング）を図ることが「広域連携」の役割として求められる。

＜図1 災害に伴い被災市町村で発生する問題と広域連携で対応する範囲＞



そこで、本マニュアルでは、大分県内の複数の市町村において災害廃棄物処理対応が生じた場合の県及び県内市町村の役割を想定して、「広域連携に向けた行動のあり方」を整理した。

なお、災害時の連携体制としては、災害の規模によって県内での連携、九州地域内での連携、全国での連携といったように、連携の枠組みが段階的に拡大していくものと考えられるが、本マニュアルにおいては、「広域連携」の定義にも示したように、大分県が中心となって県内市町村と連携する「県内での連携」を対象とする。段階的な連携体制のイメージとして、各広域連携とそれに対応する過去の災害例（規模別）を整理したものを、表1に示す。

<表1 段階的な連携体制のイメージ>

	本マニュアルの対象とする範囲			
	連携の段階			
	連携なし (個別市町村で対応)	県内での連携	九州地域内での連携	全国での連携
大分県内の市町村の状況	被災している市町村がある (当該市町村のみで対応可能)	被災している市町村がある (支援が必要)	ほぼ全ての市町村が被災している (支援が必要)	ほぼ全ての市町村が被災している (支援が必要)
大分県の対応	必要に応じて県内市町村の支援を行う	支援の主体 県内市町村の支援を行う	被災しており、技術的な支援等を行える状況にない	被災しており、技術的な支援等を行える状況にない
九州・山口9県・市町村の対応 (九州地方環境事務所含む)	対応なし (要請があれば支援)	対応なし (要請があれば支援)	支援の主体 大分県・市町村へ支援を行う	被災しており、技術的な支援等を行える状況にない
全国の都道府県・市町村の対応 (環境省含む)	対応なし (要請があれば支援)	対応なし (要請があれば支援)	対応なし (要請があれば支援)	支援の主体 九州全域へ支援を行う
該当する災害規模のイメージ※	例年発生するような台風や大雨など	・平成29年7月九州北部豪雨 ・平成29年台風18号 ・平成30年7月豪雨 (九州地方での被害程度)	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 (中国四国地方での被害程度)	・東日本大震災 ・阪神・淡路大震災 ・(予測されているものとして)南海トラフ巨大地震

※実際には、表中の連携の段階を超えた支援（例：熊本地震における全国での連携）も発生しているが、災害の規模に応じた支援の主体を示すために、上記のように分類した。

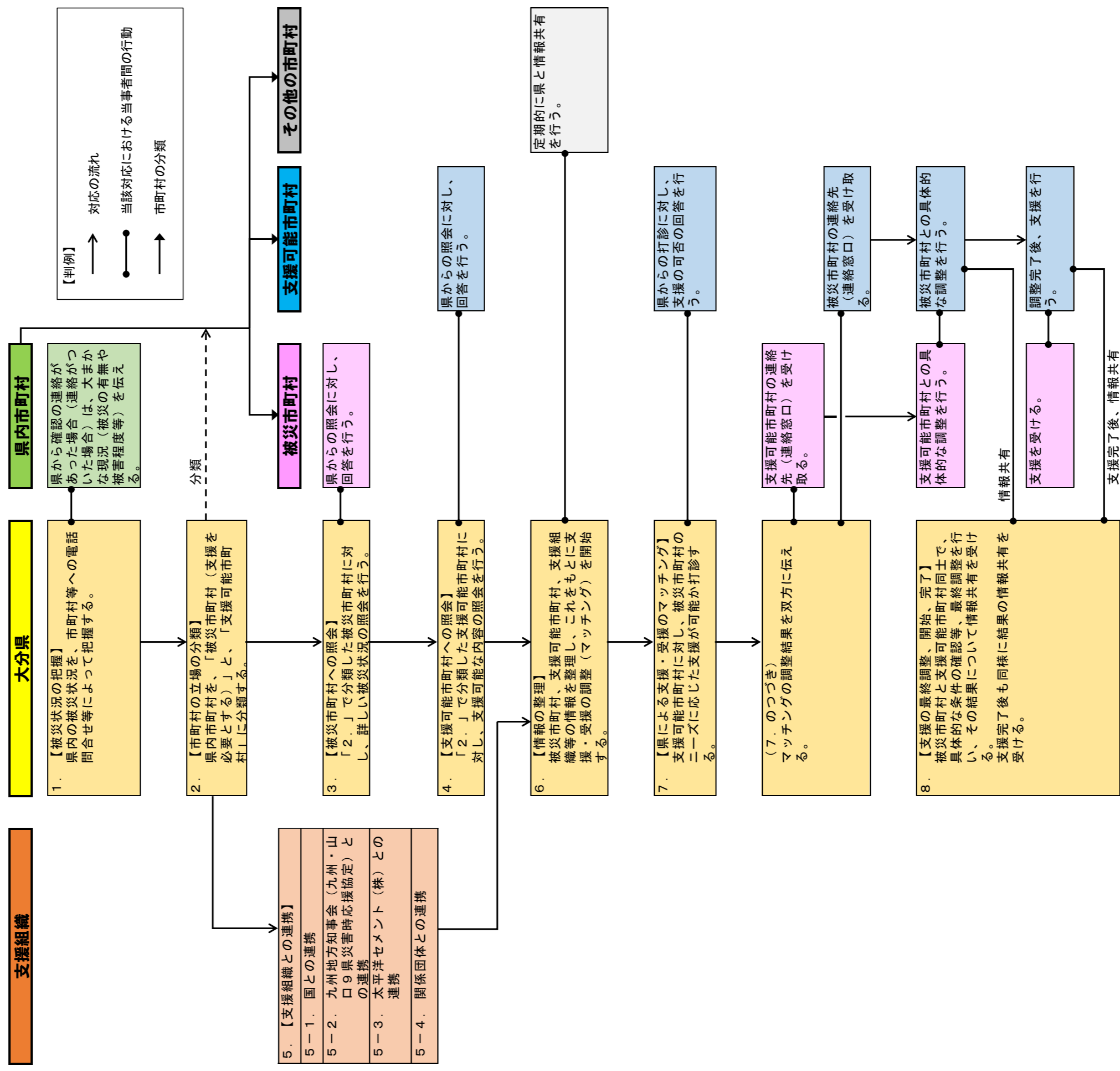
■ 広域連携の流れ

広域連携の大まかな流れは、次ページの図のとおりである。

以下、本マニュアルにおいて、次ページの図の1～8の事項に関する対応内容を整理する。

なお、これらのそれぞれの事項に関する、時間軸で見た対応時期の目安（努力目標）は、図3に示すとおりである。実際は、災害の様相によって対応時期が異なり、地震災害よりも水害のほうが片付けごみの排出が早期に始まることから、対応が急がれる。図3は、水害のような「発災後ただちに災害廃棄物処理への対応が開始されるケース」を想定したものである。地震災害の場合は、人命救助が最優先されるほか、余震への警戒、道路被害等によって、片付けごみへの対応に数日～一週間程度の遅れが生じる可能性がある。

＜図2 広域連携の大きな流れ＞



＜図3 それぞれの対応事項に関する対応時期の目安（努力目標）＞

項目	主な関係者・時間軸	ページ	大分県	県内市町村			← 平時 発災	2 発災 4 災 H 後	4 発災 8 災 H 後	7 発災 2 災 H 後	1 発災 W 後	2 発災 W 後
				被災町村	支援可能 市町村	その他の 市町村						
1. 被災状況の把握		6	●	●	●	●	① ② ③ ④					
2. 市町村の立場の分類		9	●				① ② ③					
3. 被災市町村への照会		12	●	●			① ②	②	以後も定期的に対応を実施			
4. 支援可能市町村への照会		14	●	●			①	②	以後も定期的に対応を実施			
5. 支援組織との連携		16										
5-1. 国との連携		17	●	●	●		① ②	② (③)	以後も対応を継続			
5-2. 九州地方知事会との連携		21	●	●	●		①	②	以後も対応を継続			
5-3. 太平洋セメント(株)との連携		24	●	●	●	① (平時)					③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	
5-4. 関係団体との連携		29										
・収集運搬関係(し尿)			●	●	●	① (平時)	② ③	④ ⑤ ⑦ ⑧	以後も対応を継続			
・し尿処理関係			●	●	●	① (平時)	② ③	④ ⑤ ⑦ ⑧	以後も対応を継続			
・仮置場関係			●	●	●	① (平時)	② ③	④ ⑤ ⑦ ⑧	以後も対応を継続			
※⑥の対応を行う場合			●	●	●	① (平時)	② ③	④ ⑤ ⑦ ⑧	以後も対応を継続			
・収集運搬関係(ごみ)			●	●	●	① (平時)	② ③	④ ⑤ ⑦ ⑧	以後も対応を継続			
・ごみ処理関係			●	●	●	① (平時)	② ③	④ ⑤ ⑦ ⑧	以後も対応を継続			
※⑥の対応を行う場合			●	●	●	① (平時)	② ③	④ ⑤ ⑦ ⑧	以後も対応を継続			
・家屋解体関係			●	●	●	① (平時)	② ③	④ ⑤ ⑦ ⑧	以後も対応を継続			
6. 情報の整理		36	●					①	以後も対応を継続			
7. 県による支援・受援のマッチング		49	●	●	●				① ② ③ ④ ⑤ ⑥	以後も対応を継続		
8. 支援の最終調整、開始、完了		53	●	●	●					①	② ③ ④ ⑤ ⑥	

※1 各項目の番号(①～)は、次ページ以降の広域連携マニュアルに示すそれぞれの対応事項を指している。

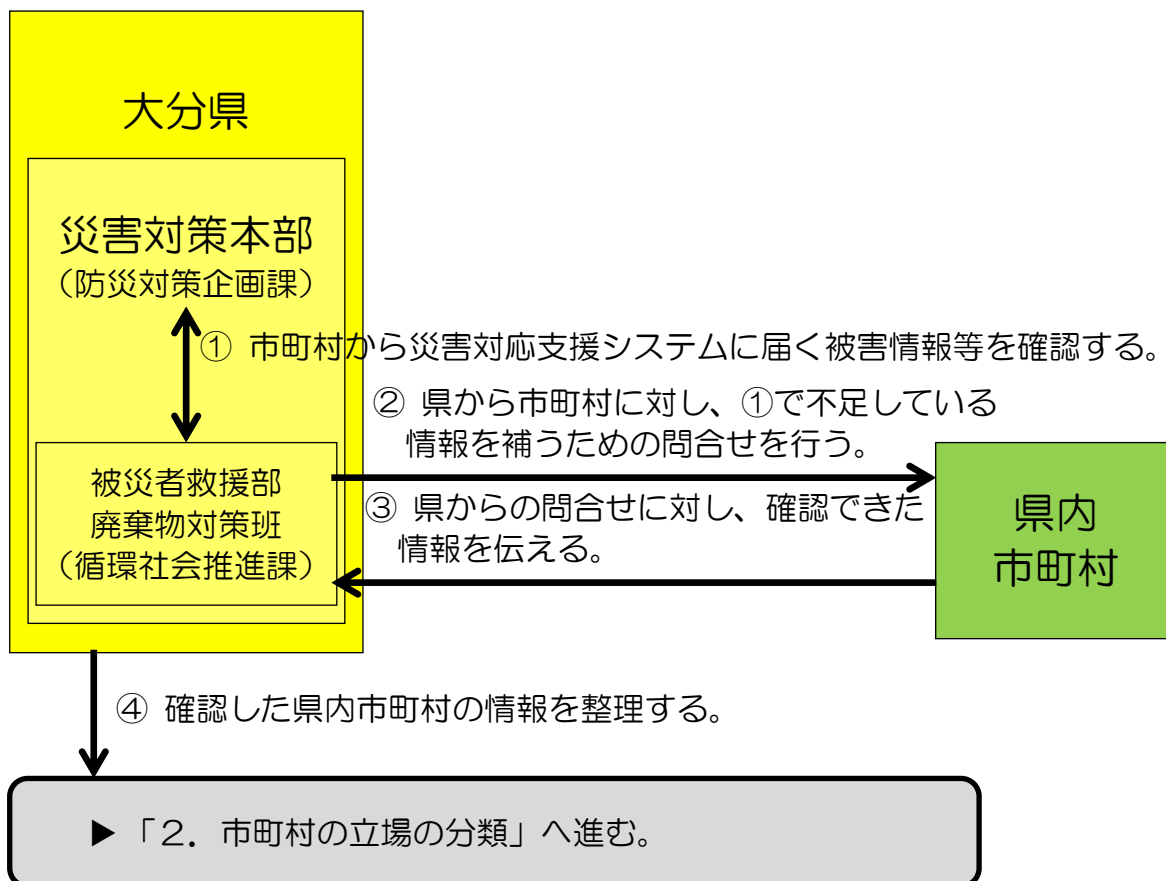
※2 災害の様相によって、対応を迫られる時期が遅れる(人命救助や道路の復旧等が優先となり、災害廃棄物への対応に至らない)場合もある。

■ 広域連携マニュアル

1. 被災状況の把握

県内の被災状況を、市町村等への電話問合せ等によって把握する。

【対応の概略図】



【解説】

① 【大分県（循環社会推進課） → 大分県（災害対策本部） への対応】
市町村から災害対応支援システムに届く被害情報等を確認する。

発災後、「災害対応支援システム」に、各市町村における災害に関する情報（避難所の開設状況、ライフラインの被災状況、支援要望事項など）が登録（情報共有）されることが想定される。県は、まずこのシステム上で情報を収集し、各市町村の状況把握に努める。

主に以下のような事項について確認を行う。

- ・ 倒壊家屋や浸水家屋の発生等の被害が生じているか。（災害廃棄物の発生につながる被害が生じているかを確認する。）
- ・ ライフラインや道路に被害が生じているか。（廃棄物の収集運搬に係る道路の通行、廃棄物処理施設の稼働に係る電気、水道等に障害が生じていないかを確認する。）

- ・ 指定避難所が開設されているか。(指定避難所における一定期間の生活に伴い廃棄物が発生しうるかを確認する。)
- ・ 市町村庁舎の機能に支障が生じているか。(行政事務が庁舎で継続できているか。)
- ・ 災害廃棄物処理に関して支援の要望が出ているか。
- ・ 災害廃棄物処理に関して他市町村へ支援可能な内容が示されているか。

② 【大分県 → 県内市町村 への対応】

県から市町村に対し、①で不足している情報を補うための問合せを行う。

①で、発災直後に必要な情報をできる限り収集することに努めるが、十分に情報が得られない場合に、これらを補うための問合せを、県内市町村の担当課に対して行う。

問合せ方法は、市町村担当者と直接会話ができる電話連絡を基本とするが、通信環境が断たれているなど、連絡がつかない場合は、具体的な状況が把握できていなくとも、この時点では「被災しており何らかの支援を必要としている」と判断する。

③ 【県内市町村 → 大分県 への対応】

県からの問合せに対し、確認できた情報を伝える。

②の県からの問合せに対する回答を行う。

④ 【大分県の対応】

確認した県内市町村の情報を整理する。

③の県内市町村からの回答を、一覧に整理する。(次ページ集計様式例参照。)

大分県（循環社会推進課）チェック用

対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後ただちに	()	1-①: 県内市町村の大よその被災状況について、情報が収集できたか。	県庁内 (災害対策本部) ※災害対応支援システム
発災後ただちに	()	1-②: 県内市町村の大よその被災状況について、問合せを行ったか。	県内市町村
発災後ただちに (1-②に対して)	()	1-③: 県内市町村の大よその被災状況について、回答が得られたか。	県内市町村
発災後 24 時間以内	()	1-④: 収集した被災状況に関する情報を整理できたか。	なし(循環社会推進課内の対応)

● 「被災状況の把握」に関する県の集計様式例

確認日	対応者		災害対策本部への確認							市町村への確認		備考
	大分県	市町村	被害の有無	ライフラインの支障				指定避難所の開設	庁舎機能の支障	災害廃棄物処理対応への支援の要望	災害廃棄物処理対応に関する支援可能な内容の提示	
				電気	ガス	水道	道路					
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	
			有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	有・無・不明	

■ 判断基準例

被害の有無	有 : 家屋の被害 (全壊・半壊・浸水等) が発生している (怪我人の発生のみは含まない) 無 : 家屋の被害 (全壊・半壊・浸水等) はない
ライフラインの支障	有 : 電気、ガス、水道の停止、道路の不通区間等が発生している 無 : 電気、ガス、水道の停止、道路の不通区間等は発生していない
指定避難所の開設	有 : 指定避難所が開設されている (開設されることになりそう) 無 : 指定避難所は開設されていない (今後も開設はなさそう)
庁舎機能の支障	有 : 現庁舎で業務を継続できない (建屋が損壊して使えない、パソコンの破損や通信環境の断絶により行政事務が執り行えない) 無 : 執務室内に被害があったとしても、パソコンや電話を使って行政事務が実施できる
災害廃棄物処理対応への支援の要望	有 : 大分県 (県を經由して調整する民間事業者による支援を含む) や県内他市町村 (一部事務組合による支援を含む) による支援を要望している 無 : 自区内 (従来からの廃棄物処理体制) で対応可能としている
災害廃棄物処理対応に関する支援可能な内容の提示	有 : 被災している他市町村への人的支援、発生した災害廃棄物の収集運搬、処理・処分等に関して支援可能な内容が示されている 又は支援可能と回答している 無 : 被災している他市町村への人的支援、発生した災害廃棄物の収集運搬、処理・処分等に関して支援可能な内容が示されていない

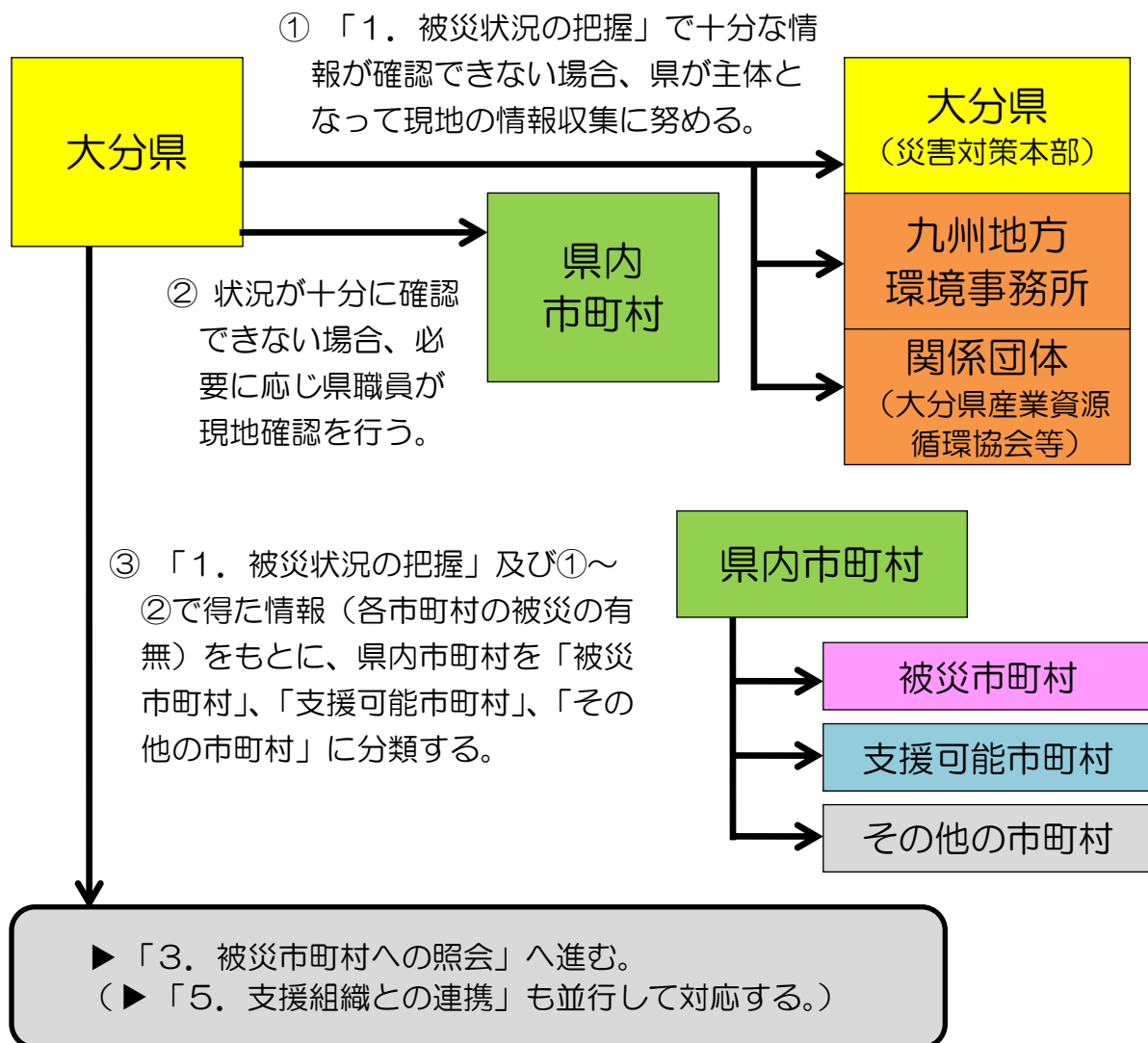
※ 1 災害対応支援システムに該当する情報がなく、直接問い合わせても市町村側で判断がつかない、連絡がとれない場合、「不明」とする。

※ 2 災害対応支援システムに情報がなく、直接連絡を取ることができない場合は、備考欄に「連絡つかず」と注記しておく。

2. 市町村の立場の分類

県内市町村を、「被災市町村（支援を必要とする）」と、「支援可能市町村」に分類する。

【対応の概略図】



【解説】

① 【大分県 → 大分県災害対策本部、九州地方環境事務所、関係団体等 への対応】

「1. 被災状況の把握」で十分な情報が確認できない場合、県が主体となって現地の情報収集に努める。

各市町村に確認が取れる状況にない（電話やメールが繋がらない）、報道等によって被害が生じていることが明らかな場合は、「被災している」との判断とするが、各市町村の担当者へ連絡がつかない、連絡がついても現地の状況の判断がつかない（不明、未定等の回答が多い）といった場合は、県が主体となって現地の情報収集に努める。情報収集は以下のような対応を基本とする。

- 1) 県の災害対策本部（本部が立ち上がってなければ各地域の振興局等）に追加確認する。
- 2) 九州地方環境事務所に問い合わせる。（双方の情報を共有する）
- 3) 関係団体に問い合わせる。（各市町村内の団体加盟事業者経由で情報を得る）

② 【大分県の対応】

状況が十分に確認できない場合、必要に応じ県職員が現地確認を行う。

①の対応によっても、各市町村の「被災の有無」が確認できない（判断がつかない）場合は、県職員が自ら当該市町村へ行き、現地確認を行うこととする。

ただし、通行止め等によって当該市町村へ立ち入れない場合や、廃棄物部局から現地確認に動ける職員がいない場合は、当該市町村への問合せ及び①の対応を継続し、引き続き情報収集に努める。

③ 【大分県の対応】

「1. 被災状況の把握」及び①～②で得た情報（各市町村の被災の有無）をもとに、県内市町村を「被災市町村」、「支援可能市町村」、「その他の市町村」に分類する。

各市町村の被災の有無を集計した結果をもとに、県内市町村を下記の3種に分類する。

- ・被災市町村（被災している、県・他市町村等による支援を必要としている 又は支援を必要とする可能性がある）

「被災市町村」に対しては、当該市町村において発生する災害廃棄物処理を進めるために、県から技術的な助言を行うほか、支援可能市町村や民間事業者（大分県産業資源循環協会の協会員、太平洋セメントなど）からの支援に関する調整を行う。

- ・支援可能市町村（被災しておらず、他市町村への支援が可能としている）

「支援可能市町村」に対しては、被災市町村において発生する災害廃棄物処理を進めるために、支援可能な内容や支援先に関する確認・調整等を行う。

- ・その他の市町村（被災しているが支援は必要としていない、または、被災していないが他市町村への支援はできない）

「その他の市町村」のうち、被災しているが支援は必要としていない市町村は、自区内で災害廃棄物処理が完結するものとして、基本的には県からの支援は行わないものとするが、県内の災害廃棄物処理状況を把握するため、定期的に対応状況の確認を行うこととし（後述「6. 情報の整理」）、その後支援が必要とされた場合は、改めて「被災市町村」としての対応に切り替えることとする。

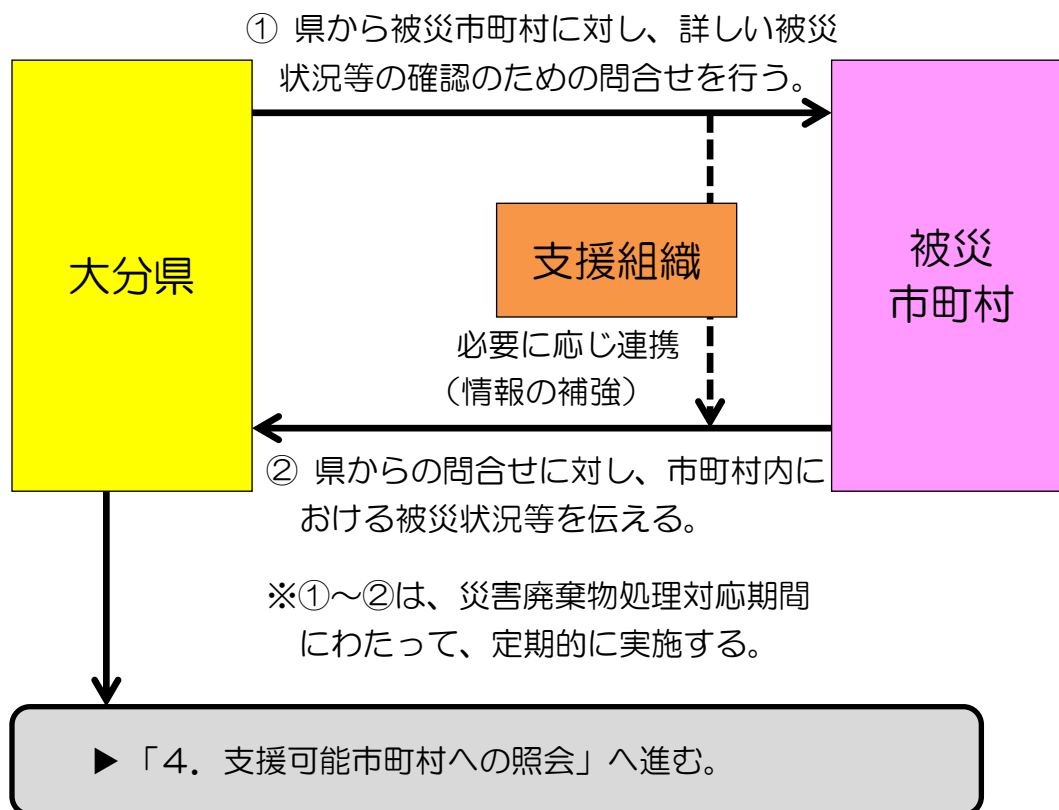
「その他の市町村」のうち、被災していないが他市町村への支援はできない市町村に対しては、その後の県内の災害廃棄物処理について、基本的には県から連絡を行うことはないが、被災市町村の状況によって、当該市町村による支援（廃棄物処理施設での受入など）が望まれる場合は、確認・調整等を行うこととする。

大分県（循環社会推進課）チェック用			
対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後 24 時間以内	()	2-①:十分に把握できていない県内市町村の情報が追加収集できたか。	県庁内（災害対策本部）、九州地方環境事務所、関係団体等
発災後 48 時間以内 （必要な場合のみ）	()	2-②:十分に把握できていない県内市町村の現地確認を行ったか。	情報が確認できない市町村
発災後 48 時間以内	()	2-③:県内市町村の被災状況をもとにした分類ができたか。	なし（循環社会推進課内の対応）

3. 被災市町村への照会

「2.」で分類した被災市町村に対し、詳しい被災状況の照会を行う。

【対応の概略図】



【解説】

① 【大分県 → 被災市町村 への対応（必要に応じ、支援組織に対しても行う）】

県から被災市町村に対し、詳しい被災状況等の確認のための問合せを行う。

被災市町村に対し問合せを行い、具体的な被災状況や支援のニーズ等について確認を行う。確認に当たっては、「大分県災害廃棄物処理計画」、「災害廃棄物処理モデルマニュアル」に掲載している、下記の県様式により回答を求めるものとする。

- ・ 廃棄物処理施設等被害報告書（様式1）
- ・ 避難場所・避難人数・仮設トイレの配置計画報告書（様式2）
- ・ し尿の収集対象推計発生量報告書（様式3）
- ・ 家屋の倒壊及び焼失状況報告書（様式4）
- ・ 災害廃棄物の推計発生量報告書（様式5）
- ・ ごみの推計発生量報告書（様式6）
- ・ 災害時応援協定に基づく応援調整要請について（様式7）

ただし、被災市町村においては、これらの対応が十分にできないことも予測されることから、

県職員による現地確認や他の支援組織（環境省、D.Waste-Net、産業資源循環協会等）とも連携し、情報収集の拡充に努める。

また、様式3、5、6の内容については、被災市町村が対応困難な場合など必要に応じ、県や他の支援組織（環境省、D.Waste-Net）等が、当該市町村の災害廃棄物処理計画やマニュアル等をもとに、推計を代行することも検討する。

② 【被災市町村 → 大分県 への対応】

県からの問合せに対し、市町村内における被災状況等を伝える。

県から照会があった被災状況等に関する問合せ事項について、県様式を用いて回答を行う。

様式1、2、4については、発災後、極力早い段階（発災当日～翌日中）で被災市町村からわかる範囲で第一報の回答を提出することを目標とする（県と情報共有することが目的であるため、把握できない場合・回答できる状況にない場合は、それを伝えるだけでもよい）。

様式3、5、6の内容については、発災後の初動期に必要な情報を収集した上で、各被災市町村の災害廃棄物処理計画やマニュアル等をもとに、推計を行う（県のモデルマニュアル上は、応急対応期（前半）における対応事項）。被災市町村において対応困難な場合は、現地支援に入っている県や他の支援組織（環境省、D.Waste-Net）等からも協力を得て、推計作業を行うものとする。

様式7は、大分県を中心とした広域連携で対応に当たる場合に、被災市町村において必要な支援内容（ニーズ）を記載して県へ提出する。県からの照会時点において、被災市町村が様式7に必要とする具体的な支援内容を示すことができる場合は、これを記載して提出し、具体的な支援内容を示すことができない（情報が集まらない、対応できる状況にない）場合は、支援可能市町村が支援可能な内容（メニュー）を先行して提示し、その中から必要とする支援内容を選択し、様式7に記載して提出することとする。

なお、被害が甚大で、支援の要望を聞くまでもなく支援を行う必要があると県が判断した場合は、様式7の提出を待たず、要支援の情報として県側で整理を行うものとする。

※①～②は、災害廃棄物処理対応期間にわたって、定期的実施する。

大分県（循環社会推進課）チェック用

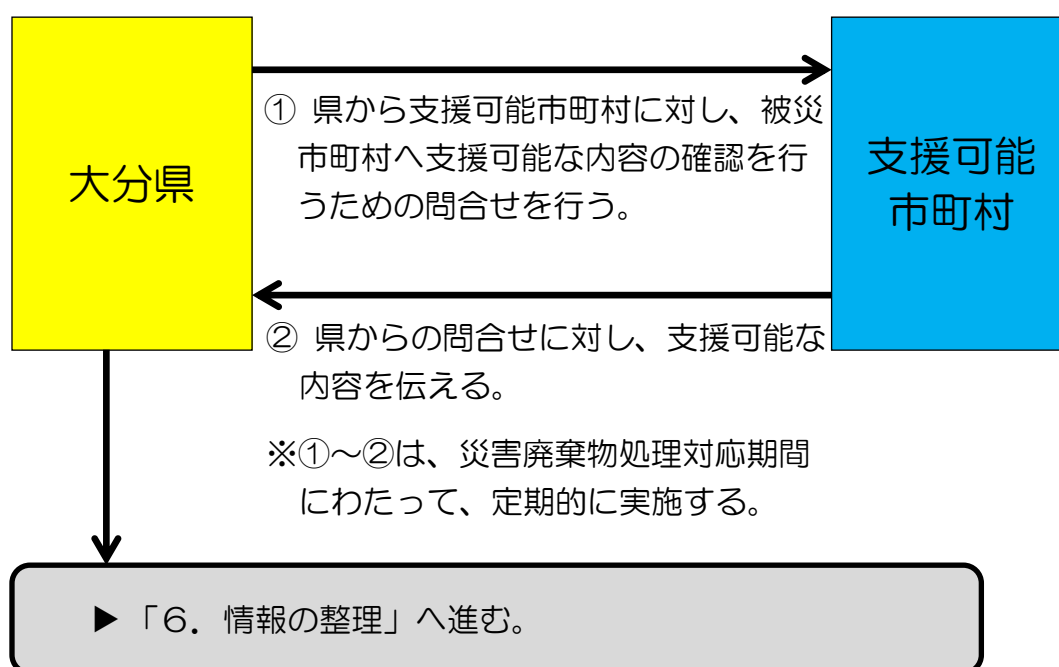
対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後 48 時間以内	()	3-①：被災市町村に、詳しい被災状況について、問合せを行ったか。	被災市町村
発災後 48 時間以内 (3-①に対して)	()	3-②：被災市町村の、詳しい被災状況について、回答が得られたか。	被災市町村

※本対応は、一度回答を得た後も、災害廃棄物処理が行われている間は定期的実施する。

4. 支援可能市町村への照会

「2.」で分類した支援可能市町村に対し、支援可能な内容の照会を行う。

【対応の概略図】



【解説】

① 【大分県 → 支援可能市町村 への対応】

県から支援可能市町村に対し、被災市町村へ支援可能な内容の確認を行うための問合せを行う。

支援可能市町村に対し問合せを行い、被災市町村へ支援が可能な具体的な内容（支援メニュー）について確認を行う。

確認に当たっては、「大分県災害廃棄物処理計画」、「災害廃棄物処理モデルマニュアル」に掲載している、様式7「災害時応援協定に基づく応援調整要請について」の事項に相当する内容について、回答を求めるものとする。

② 【支援可能市町村 → 大分県 への対応】

県からの問合せに対し、支援可能な内容を伝える。

県から照会があった支援可能な内容に関する問合せ事項について、市町村から支援可能なメニューの回答を行う。

「大分県災害廃棄物処理計画」では、支援可能な内容を回答する指定の様式はないため、様式7「災害時応援協定に基づく応援調整要請について」を流用し、様式7'にて回答を行うものとする（次ページの様式7'「災害廃棄物処理に関する支援可能な内容について」参照。）。

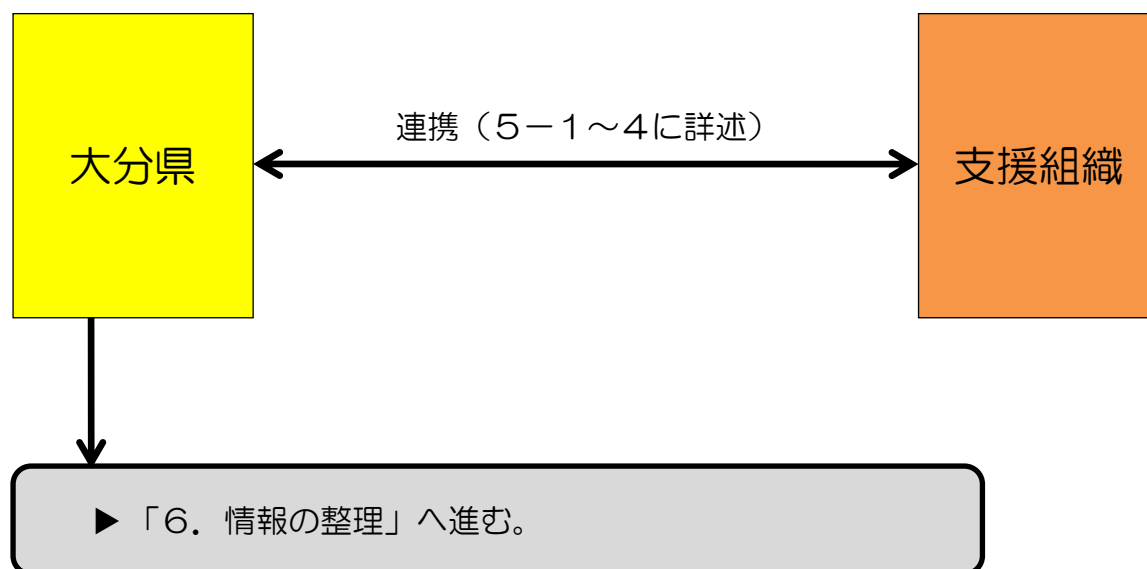
※①～②は、災害廃棄物処理対応期間にわたって、定期的実施する。

大分県（循環社会推進課）チェック用			
対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後 48 時間以内	()	4-①：支援可能市町村に、被災市町村へ支援可能な内容について、問合せを行ったか。	支援可能市町村
発災後 48 時間以内 (4-①に対して)	()	4-②：支援可能市町村から、被災市町村に対して支援可能な内容について、回答が得られたか。	支援可能市町村

※本対応は、一度回答を得た後も、災害廃棄物処理が行われている間は定期的実施する。

5. 支援組織との連携

【対応の概略図】



【解説】

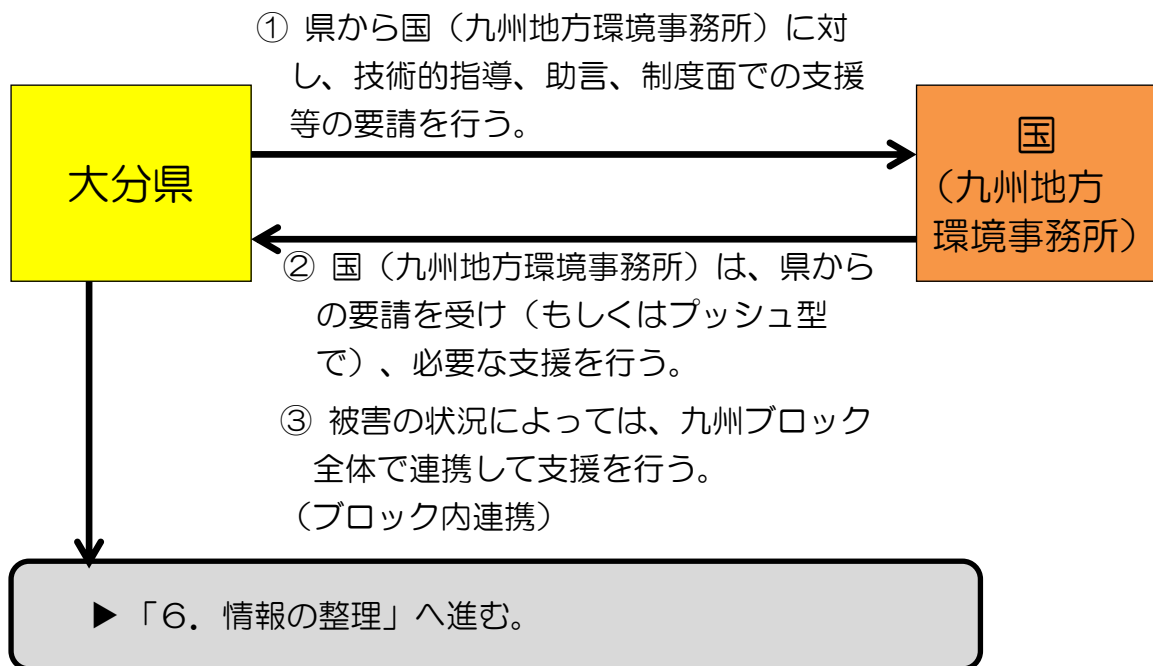
県や支援可能市町村による支援以外に、国（環境省）、九州地方知事会、太平洋セメント（株）、関係団体等による被災市町村への支援が行われることになる。

それぞれの支援組織による被災市町村への支援は、県が主体となって対応に当たるもの（国や九州地方知事会）と、被災市町村が主体となって対応に当たるもの（太平洋セメント（株）や関係団体）とがある。

各種支援組織による支援を進めるための対応について、5-1～4にそれぞれ示す。

5-1. 国との連携

【対応の概略図】



※九州地域全体が被災した場合は、九州地方環境事務所を中心とした「ブロック内連携」からさらに拡大し、環境省（本省）を中心とした全国の各地方ブロックによる支援（ブロック間連携）が行われることとなる。

【解説】

① 【大分県 → 国（九州地方環境事務所） への対応】

県から国（九州地方環境事務所）に対し、技術的指導、助言、制度面での支援等の要請を行う。

県内で災害廃棄物処理を進めるに当たって、もしくは、県内で災害廃棄物処理が困難な場合に、国（九州地方環境事務所）に対して、必要な支援等の要請を行う。主な事項としては、以下のようなことが挙げられる。

- ・現地への専門家（環境省職員、D.Waste-Net 等）の派遣
- ・国の支援制度（補助金関係、特例制度）等に関する情報提供
- ・財政面の支援（補助対象の拡充など）
- ・災害廃棄物の処理に係る技術的指導・助言
- ・仮置場の設置・運営に係る技術的指導・助言
- ・災害廃棄物発生量の推計に係る技術的指導・助言
- ・災害廃棄物処理実行計画の策定に係る技術的指導・助言
- ・損壊家屋の撤去（公費解体）に係る技術的指導・助言
- ・災害報告書作成、災害査定等に係る技術的指導・助言
- ・災害廃棄物処理に係る事務の代行

など

② 【国（九州地方環境事務所） → 大分県 への対応】

国（九州地方環境事務所）は、県からの要請を受け（もしくはプッシュ型で）、必要な支援を行う。

県からの要請を受け、国（九州地方環境事務所）から技術的指導、助言、制度面での支援等、必要な対応が行われることが期待できる。なお、被災市町村の災害の状況や必要な支援に関する情報が十分に把握できない場合も想定され、そうした際には、県から要請を行う前に、先行して支援対応が行われる場合もあり得る（主に現地への専門家の派遣が考えられる）。

③ 【国（九州地方環境事務所） → 大分県 への対応】

被害の状況によっては、九州ブロック全体で連携して支援を行う。（ブロック内連携）

「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画—九州ブロック内における広域連携のあり方—（九州地方環境事務所，平成 29 年 6 月策定。以下、「行動計画」という。）」において、九州ブロック内で被災した自治体に対し、九州ブロック内の他の自治体や廃棄物処理事業者・団体、九州地方環境事務所等が連携して災害廃棄物処理の支援に当たることを「ブロック内連携」と称している。

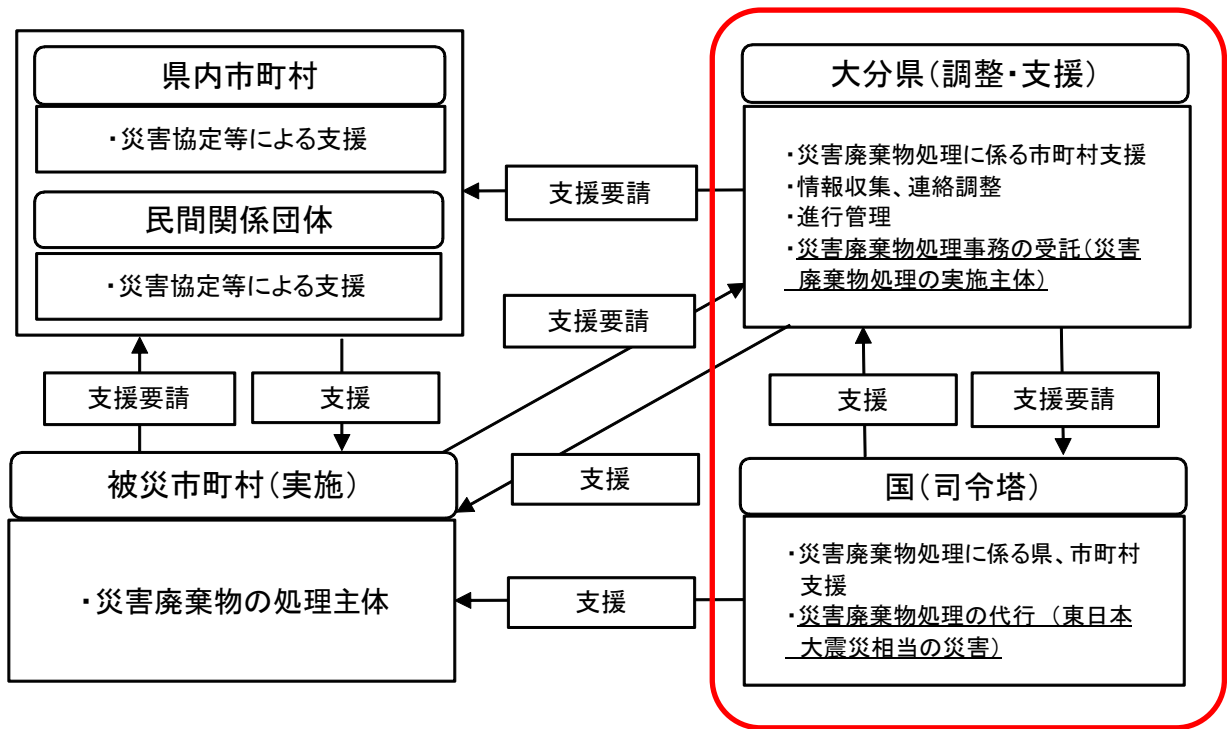
被害の規模によって、大分県内のみならず、九州ブロック全体で広域的な連携体制を構築して対応に当たる場合には、この行動計画に示されたスキームに基づき、環境省九州地方環境事務所と連携するものとし、大分県庁を中心とした広域連携チームを設置することとなる。

なお、ブロック内連携の具体的な対応の流れ等については、この行動計画を策定した「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」において、ブラッシュアップのための協議を継続しているところであるため、行動計画及びブロック協議会における協議結果等を踏まえて、最新の体制を確認しておくこととする。

大分県（循環社会推進課）チェック用 ※対応が生じる場合

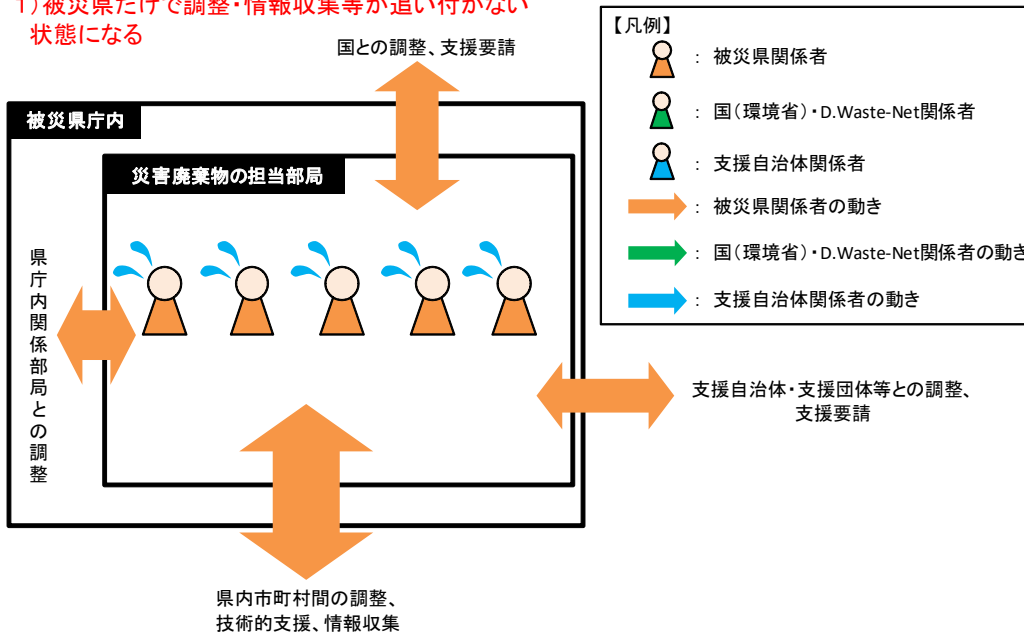
対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後 48 時間以内	()	5-1-①：九州地方環境事務所に、災害廃棄物処理対応に関する支援の要請を行ったか。	九州地方環境事務所
発災後 48 時間以内 (5-1-①に対して)	()	5-1-②：九州地方環境事務所から、支援が開始されたか。(人的支援、技術的支援、情報提供など)	九州地方環境事務所

【国、県、市町村の役割分担（大分県災害廃棄物処理計画より）】

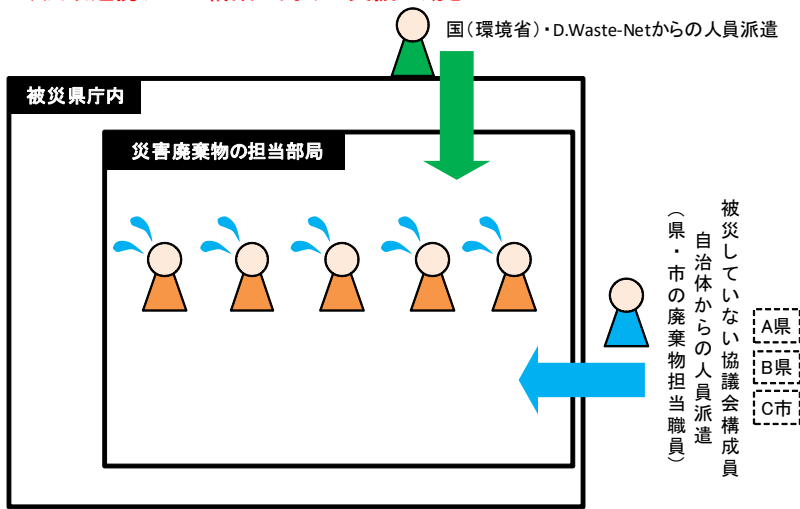


【ブロック内連携を行う場合の広域連携チームの立ち上げ（行動計画より）】

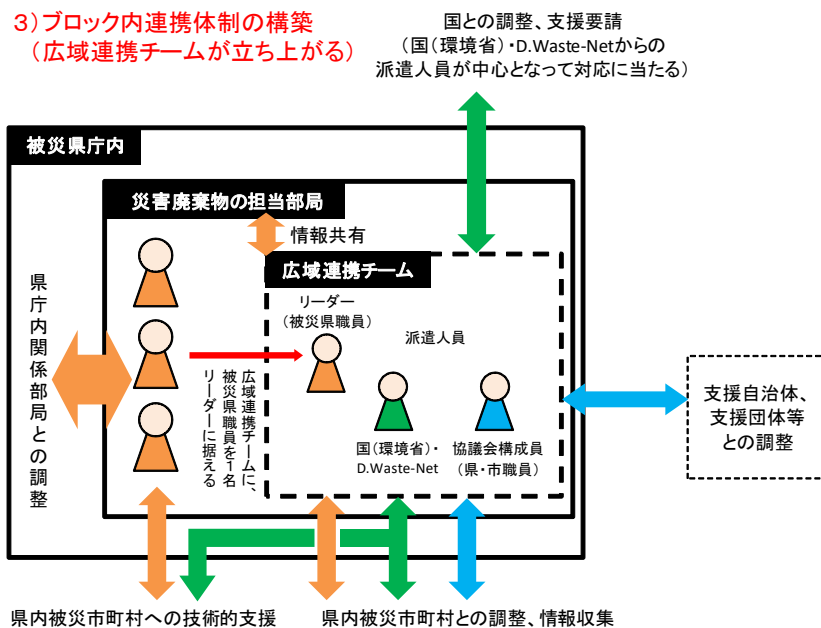
1) 被災県だけで調整・情報収集等が追い付かない状態になる



2) 広域連携チーム構築に向けた支援の動き

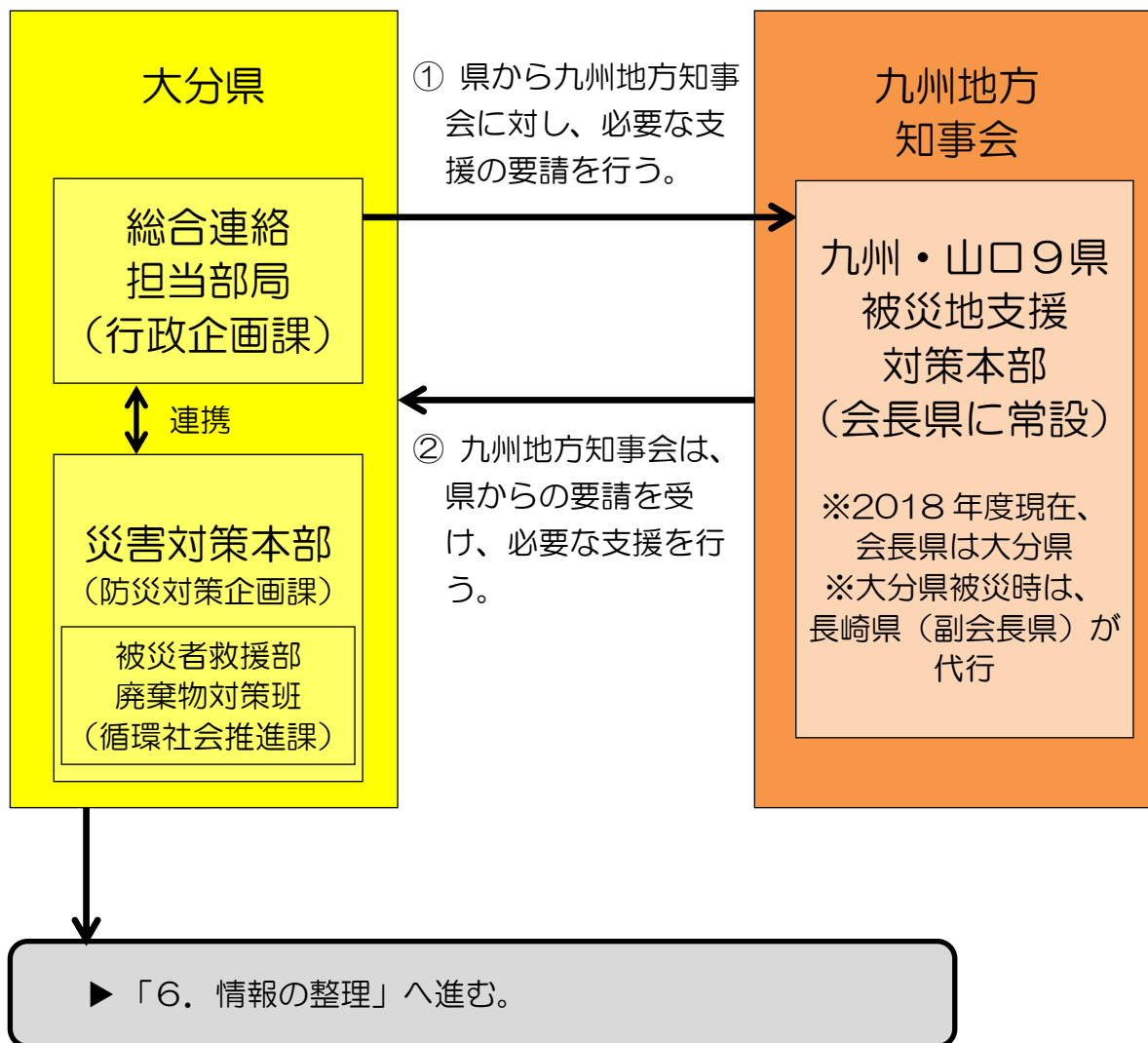


3) ブロック内連携体制の構築
(広域連携チームが立ち上がる)



5-2. 九州地方知事会（災害廃棄物処理等に係る相互支援協定）との連携

【対応の概略図】



※九州地方知事会だけでは十分な支援ができない場合は「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会による広域応援が行われる。（九州地方知事会が全国知事会へ要請）

【解説】

① 【大分県（総合連絡担当部局：行政企画課） → 九州地方知事会 への対応】

県から九州地方知事会に対し、必要な支援の要請を行う。

九州・山口9県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）において、「九州・山口9県災害時応援協定」が締結されている。この協定の第5条第7号に基づき、2017年11月に「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協

定」が締結された。この相互支援協定では、災害廃棄物処理に関し支援が可能な県（支援県）が、被災し支援を必要とする県（被災県）に対して、初動対応を迅速かつ円滑に進めるための支援として、以下の事項が挙げられている。

- ・ 職員の派遣（派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保は、原則支援県が行う）
- ・ 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施
- ・ 仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
- ・ 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
- ・ 被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言
- ・ その他被災県が初動対応として特に要請した事項

大分県が被災し、他県からの支援を必要とし、本協定に基づく支援を受ける場合には、九州地方知事会に対し、支援要請を行う。支援要請は、九州・山口9県災害時応援協定第3条の6に定められている大分県庁内の「連絡調整のための総合連絡担当部局」から、同協定第2条に定められている「九州・山口9県被災地支援対策本部」へ行き、県の循環社会推進課は、県の災害対策本部を通じて情報共有、連携を図る。

なお、支援を受ける場合には、被災状況や県内における連携体制等に関する情報提供や支援県からの派遣職員や車両等の受入について、速やかに対応するよう努めることとする。

※留意点

本マニュアル策定時点では、前述の「国との連携」で示した「ブロック内連携」（九州ブロック協議会の体制に基づく支援）と、本項で示した「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定に基づく支援」は、体制や果たす役割が類似している。また、互いに、「他の計画や支援協定に基づく支援を妨げるものではない」としていることから、それぞれの主体において支援が実施されることが考えられる。そのため、大分県が支援を受ける際には、

- ・ 九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定に基づく支援において中心的な役割を果たす「九州地方知事会」
- ・ ブロック内連携において中心的な役割を果たす「九州地方環境事務所」
- ・ その他の協定等に基づき行われる支援の主体

等とそれぞれの支援に関する情報を共有し、同じ支援が重複して調整されることのないよう努めることとする。

② 【九州地方知事会 → 大分県 への対応】

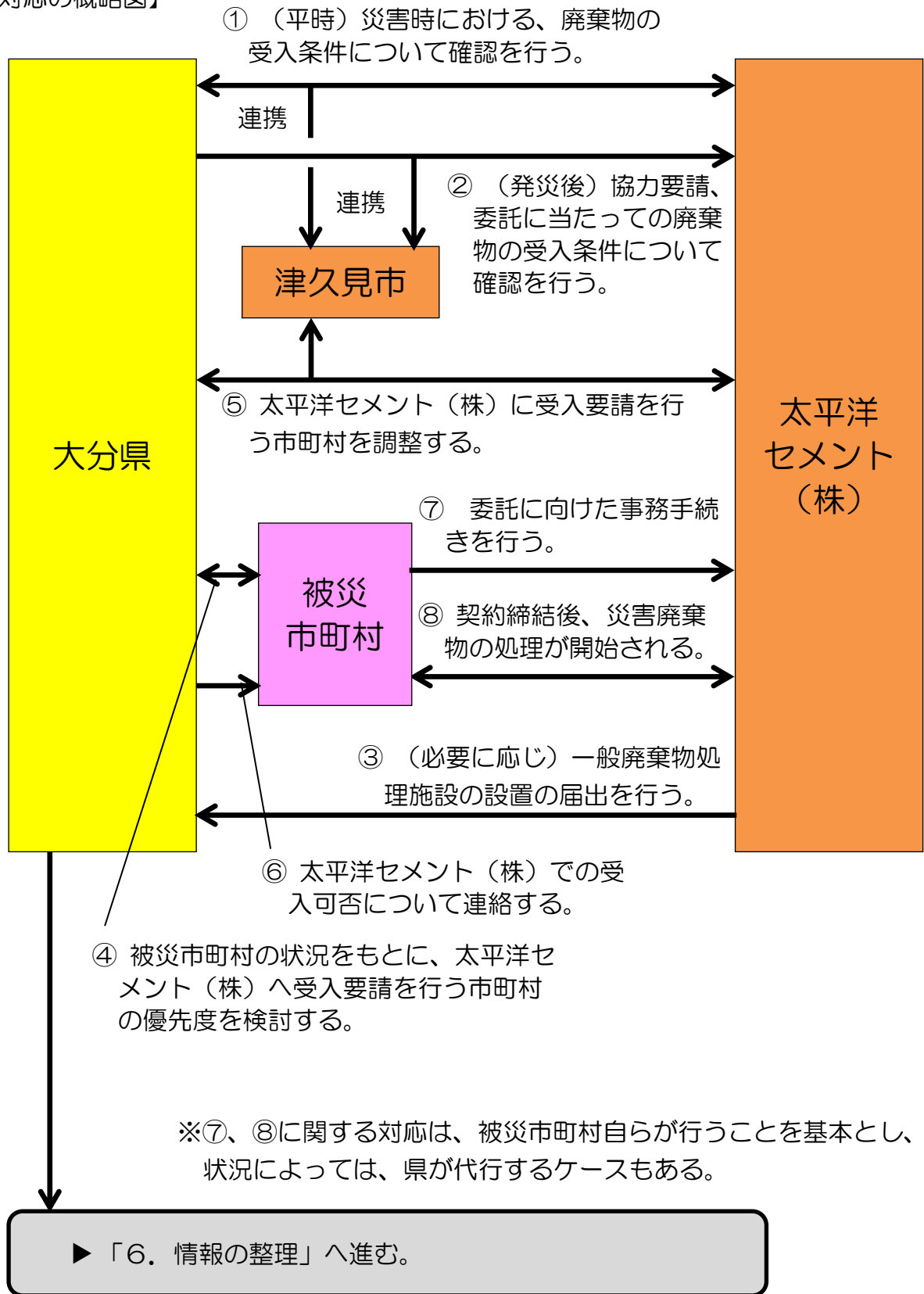
九州地方知事会は、県からの要請を受け、必要な支援を行う。

県からの要請を受け、九州地方知事会を通じて、関係各所より、支援が実施されることになる。なお、被災市町村の災害の状況や必要な支援に関する情報が十分に把握できない場合も想定され、そうした際には、先行して必要と考える支援対応が行われる場合もあり得る。

大分県（循環社会推進課）チェック用 ※対応が生じる場合			
対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後 48 時間以内	()	5-2-①：行政企画課を通じ、九州地方知事会に、災害廃棄物処理対応に関する支援の要請を行ったか。	県庁内 (行政企画課)
発災後 1 週間以内 (5-2-①に対して)	()	5-2-②：九州地方知事会を通じて、支援が開始されたか。(人的支援、収集運搬支援、処理支援など)	県庁内 (行政企画課)

5-3. 太平洋セメント（株）との連携

【対応の概略図】



【解説】

① 【大分県、太平洋セメント（株）、津久見市 間の対応】

（平時）災害時における、廃棄物の受入条件について確認を行う。

円滑な処理を実施するため、平時より、太平洋セメント（株）と、セメント原料となる災害廃棄物を受け入れていただくための条件（分別組成、性状、混入物、受入可能量、運搬方法、委託費など）の確認や、意見交換を行う場を設け、協力体制を構築するとともに、協議内容を県下市町村にも周知（情報共有）しておくこととする。

平時の協議には、「循環型社会の形成の推進に関する協定」をともに締結している津久見市も参加していただくほか、実際の業務委託は、仮置場の運営を委託している事業者から行われるケースもあり得ることから、関係団体（（一社）大分県建設業協会、大分県建造物解体工事業協同組合、大分県環境整備事業協同組合、（一社）大分県産業資源循環協会、（公財）大分県環境管理協会等）にも参加いただくことも検討する。

なお、平成31年3月時点で、太平洋セメント（株）が示している災害廃棄物の受入基準は、次のようになっている。

品目		品質基準	備考
がれき、汚泥類		50mm 以下、成分別途調査 付着性のないこと	必要に応じ、生石灰などで改質要
木くず	要破砕品	1.0m×0.2m 以下	要破砕品は破砕機能力のため、 受入量を大幅に制約する可能性有
	破砕済み	100mm 以下	
畳	要破砕品	腐敗していないこと （フォークリフト吊上げ可能）	要破砕品は破砕機能力のため、 受入量を大幅に制約する可能性有
	破砕済み	100mm 以下	
混合可燃物		150mm 以下、金物などの異物 がないこと	
その他	津波被害品	要脱塩（塩素分 0.5%以下）	
	水害品	塩素濃度が低ければ特に問題 なし	

※個別品目の受入数量は、性状、受入余力、キルンの定期修理予定等を勘案し別途検討する。

② 【大分県 → 太平洋セメント（株）、津久見市 への対応】

（発災後）協力要請、委託に当たっての廃棄物の受入条件について確認を行う。

発災後に、改めて関係者（太平洋セメント（株）、津久見市、大分県のほか、必要に応じ、関係団体など）で協議を行い、受入条件や処理可能量について確認を行う。協議結果は、県下市町村に周知（情報共有）を行うこととする。

津久見市を除く市町村から太平洋セメント（株）へ災害廃棄物の処理を委託する場合は、越境移動になるため、市町村間の事前協議が必要となることについても、県から市町村に対し情報提供を行う。

③ 【太平洋セメント（株） → 大分県への対応】

（必要に応じ）一般廃棄物処理施設の設置の届出を行う。

太平洋セメント（株）では、一般廃棄物処理施設の設置許可を取得しているが、災害廃棄物への対応として、破砕機等を新たに設置するような対応を行う場合は、大分県に対し、一般廃棄物処理施設の設置の届出を行うこととなる。

なお、新たな施設の設置に関しては、生活環境影響調査の結果の縦覧が必要となるが、災害時の対応の特例について、施設が所在する津久見市において条例で定めておくことで、手続きが一部簡素化（期間が短縮）される。（詳細は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）[環廃対発第 1508062 号、環廃産発第 1508061 号]」及び県の「災害廃棄物処理モデルマニュアル第 12 章第 3 節 特例制度」を参照。）

④ 【大分県、被災市町村 間の対応】

被災市町村の状況をもとに、太平洋セメント（株）へ受入要請を行う市町村の優先度を検討する。

太平洋セメント（株）側で、複数の被災市町村から（あるいは多量）の災害廃棄物を一度に受け入れられない場合も考えられることから、県が把握している被災市町村の状況から、太平洋セメント（株）に優先的に受入要請を行う市町村を検討する。優先度は、以下の事項を考慮し、県において総合的に判断することとする。

- ・被害程度が大きい。（災害廃棄物の発生量が多い）
- ・仮置場がひっ迫してきている。（速やかに搬出を進めないと、近いうちに仮置場での受け入れができなくなることが予想される）
- ・太平洋セメント（株）の受入条件に合致する分別や前処理（受け入れていただく体制）がきている。

なお、被災市町村から太平洋セメント（株）への受入に関する要請に対し、県で優先度を検討して太平洋セメント（株）と調整を行うことに関しては、被災市町村にも説明の上、ご理解をいただくよう努めることとする。

⑤ 【大分県、太平洋セメント（株）、津久見市 間の対応】

太平洋セメント（株）に受入要請を行う市町村を調整する。

太平洋セメント（株）に対し、受入を行っていただきたい被災市町村の優先度を県が検討した結果を示し、太平洋セメント（株）側で対応可能な範囲を確認していただく。

⑥ 【大分県 → 被災市町村 への対応】

太平洋セメント（株）での受入可否について連絡する。

太平洋セメント（株）との調整結果を、受入要請の意向があった被災市町村に連絡する。

なお、調整の結果、太平洋セメント（株）での受入がただちに実施できない被災市町村については、他の支援組織との連携や、後述する支援・受援のマッチングにより、別の形で県から支援ができるよう、調整に努めることとする。

⑦ 【被災市町村（事務委託を受けている場合は大分県） → 太平洋セメント（株） への対応】
条件調整後、委託に向けた事務手続きを行う。

太平洋セメント（株）に災害廃棄物を受け入れていただくための条件が調整できたら、委託に向けた事務手続きを行う。（①市町村又は市町村が設置した仮置場の運営事業者が実施するケース、②市町村からの事務委託を受けた県が実施するケース、③事務委託を受けた県が設置した仮置場の運営事業者が実施するケース などが想定される。）

⑧ 【被災市町村（事務委託を受けている場合は大分県）、太平洋セメント（株） 間の対応】
契約締結後、災害廃棄物の処理が開始される。

契約締結後、被災市町村から太平洋セメント（株）へ災害廃棄物が搬出され、太平洋セメント（株）において処理が開始される。

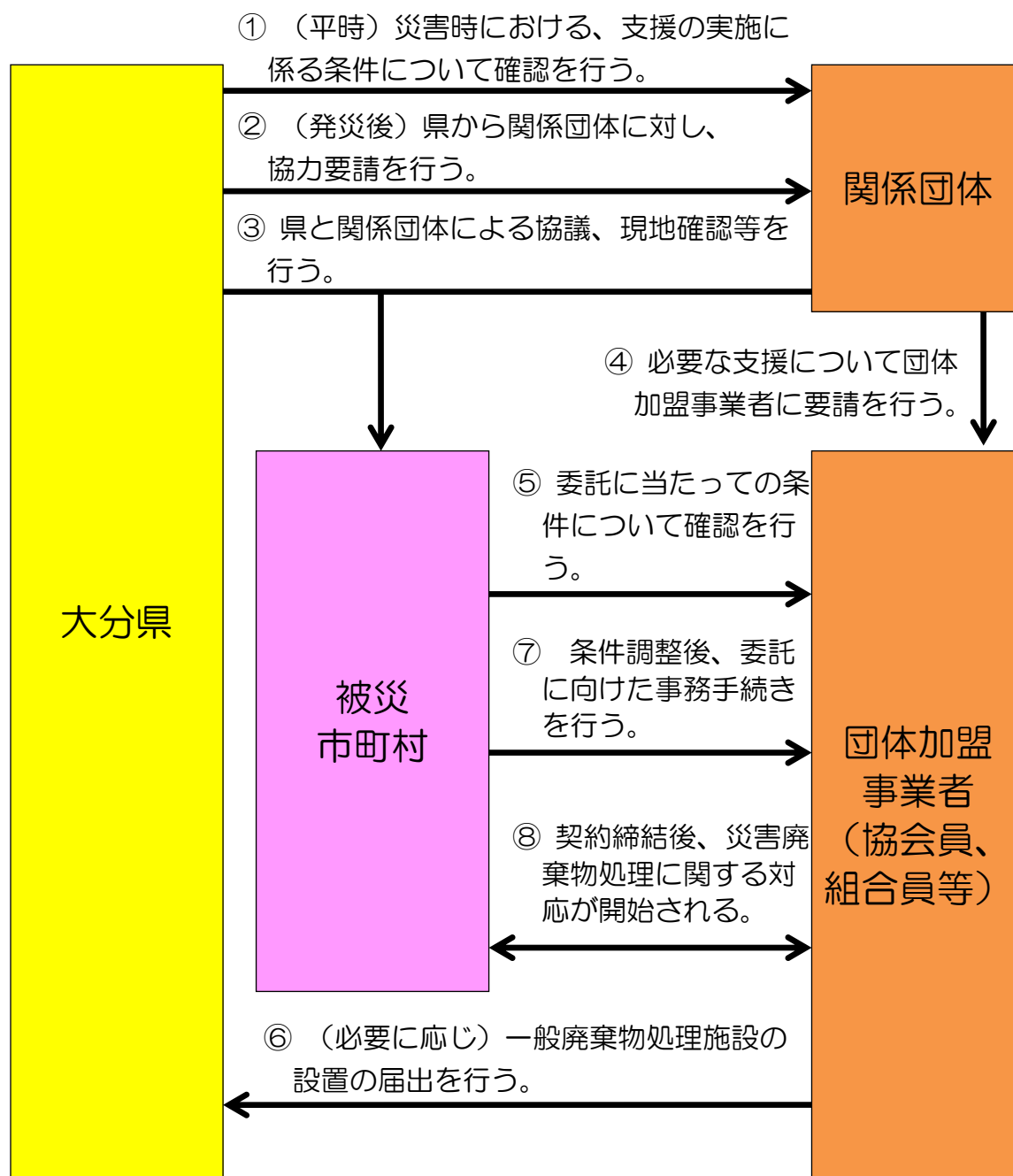
※⑦、⑧に関する対応は、被災市町村自らが行うことを基本とし、状況によっては、県が代行するケースもある。

大分県（循環社会推進課）チェック用 ※対応が生じる場合			
対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
平時	()	5-3-①：災害時における、廃棄物の受入条件について、確認・意見交換を行う場が設けられているか。	太平洋セメント(株)及び 津久見市
発災後2週間以内	()	5-3-②：災害廃棄物への対応に関する協力要請を行ったか。	太平洋セメント(株)、津久見市
	()	5-3-②：災害廃棄物の受入条件について確認・協議を行ったか。	太平洋セメント(株)、津久見市
	()	5-3-②：太平洋セメント（株）、津久見市との協議結果について、被災市町村へ情報共有したか。	被災市町村
発災後2週間以降 (必要な場合のみ)	()	5-3-③：太平洋セメント（株）から、一般廃棄物処理施設の設置の届出が行われたか。	太平洋セメント(株)
発災後2週間以降	()	5-3-④：太平洋セメント（株）へ受入要請を行う市町村の優先度を検討したか。	なし（循環社会推進課内の対応）
発災後2週間以降	()	5-3-⑤：太平洋セメント（株）に、受入要請を行いたい市町村の状況と優先度を伝え、どの市町村まで受入可能か調整を行ったか。	太平洋セメント(株)
発災後2週間以降	()	5-3-⑥：被災市町村に、太平洋セメント（株）との調整結果（被災市町村ごとの受入の可否）について連絡を行ったか。	被災市町村

発災後2週間以降 (県が対応する必要がある 場合のみ)	()	5-3-⑦: 太平洋セメント(株)へ の委託に向けた事務手続きが行わ れたか。	県庁内(会計管理局)
発災後2週間以降 (県が対応する必要がある 場合のみ)	()	5-3-⑦: 太平洋セメント(株)と 契約が締結されたか。	太平洋セメント(株)
発災後2週間以降	()	5-3-⑧: 太平洋セメント(株)に よる災害廃棄物の受入・処理が開始 されたか。(被災市町村が直接対応 している場合、開始されたことを県 が確認できたか。)	太平洋セメント(株)

5-4. 関係団体との連携

【対応の概略図】



※⑤、⑦、⑧に関する対応は、被災市町村自らが行うことを基本とし、状況によっては、県が代行するケースもある。

▶ 「6. 情報の整理」へ進む。

【解説】

① 【大分県、関係団体 間の対応】

(平時) 災害時における、支援の実施に係る条件について確認を行う。

円滑な処理を実施するため、平時より、大分県と協定を締結している関係団体（(一社)大分県建設業協会、大分県建造物解体工事業協同組合、大分県環境整備事業協同組合、(一社)大分県産業資源循環協会、(公財)大分県環境管理協会など）と、災害時に発生しうる支援要請内容や、支援の実施に至るまでの調整事項（連絡体制、支援実施の条件、委託費など）の確認や、意見交換を行う場を設け、協力体制を構築するとともに、協議内容を県下市町村にも周知（情報共有）しておくこととする。

② 【大分県 → 関係団体 への対応】

(発災後) 県から関係団体に対し、協力要請を行う。

大分県と協定を締結している関係団体（(一社)大分県建設業協会、大分県建造物解体工事業協同組合、大分県環境整備事業協同組合、(一社)大分県産業資源循環協会、(公財)大分県環境管理協会など）に対し、災害廃棄物処理等に係る協力要請を行う。

協力要請に当たっては、各団体との「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定書」に基づき、県様式9及び10（災害廃棄物処理の応援に関する協定書に基づく応援要請書）を用いる。

③ 【大分県、関係団体 による対応】

県と関係団体による協議、現地確認等を行う。

県は、協力要請を行った関係団体とともに、支援が必要と考えられる被災市町村を訪れ、市町村職員立ち会いのもと、現地の状況を確認する。市町村職員にも聞き取りを行うなどし、現地で生じている問題等について確認する。

④ 【関係団体 → 各関係団体の加盟事業者 への対応】

必要な支援について、団体加盟事業者に要請を行う。

現地確認結果を踏まえ、関係団体に、対応に必要な資機材の検討・手配、対応可能な事業者の選定等を行っていただき、被災市町村から関係団体を通じて団体加盟事業者に協力要請を行う。

⑤ 【被災市町村（事務委託を受けている場合は大分県） → 団体加盟事業者 への対応】

委託に当たっての条件について確認を行う。

事業者と被災市町村との間で、委託に当たっての条件（廃棄物の種類、性状、受入可能量、運搬方法、委託費など）について確認を行う。県は、今後同じ事業者への委託が複数の市町村から見込まれる場合など、必要に応じて、事業者と被災市町村との協議に同席し、他の県下市町村にも周知（情報共有）を行うこととする。

被災市町村外へ越境移動して事業者処理を行っていただく場合は、市町村間の事前協議が必要となることについて、県からも助言を行う。

⑥ 【団体加盟事業者 → 大分県 への対応】

(必要に応じ) 一般廃棄物処理施設の設置の届出を行う。

仮置場や団体加盟事業者の処理施設内に破砕機等を新たに設置する場合は、大分県に対し、一般廃棄物処理施設の設置の届出を行うこととなる。なお、新たな施設の設置に関しては、生活環

境影響調査の結果の縦覧が必要となるが、災害時の対応の特例について、施設が所在する市町村において条例で定めておくことで、手続きが一部簡素化（期間が短縮）される。（詳細は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）[環廃対発第 1508062 号，環廃産発第 1508061 号]」及び県の「災害廃棄物処理モデルマニュアル第 12 章第 3 節 特例制度」を参照。）

また、既設の産業廃棄物処理施設において、一般廃棄物（災害廃棄物）を処理する際には、大分県に対し、一般廃棄物処理施設の設置の届出を行うこととなるが、災害時の対応の特例として、事後の届出でよいこととなっている。詳細は、県の「災害廃棄物処理モデルマニュアル第 12 章第 3 節 特例制度」を参照すること。ただし、他県の産業廃棄物処理施設において処理を行う際には、通常通り事前の届出が必要となる。

⑦ 【被災市町村（事務委託を受けている場合は大分県） → 団体加盟事業者 への対応】
条件調整後、委託に向けた事務手続きを行う。

委託を行うに当たっての条件が調整できたら、委託に向けた事務手続きを行う。（①市町村又は市町村が設置した仮置場の運営事業者が実施するケース、②市町村からの事務委託を受けた県が実施するケース、③事務委託を受けた県が設置した仮置場の運営事業者が実施するケースなどが想定される。）

⑧ 【被災市町村（事務委託を受けている場合は大分県）、団体加盟事業者 間の対応】
契約締結後、災害廃棄物処理に関する対応が開始される。

契約締結後、関係団体の加盟事業者による対応（仮置場の管理運営、災害廃棄物の受入・処理、損壊家屋の撤去など）が開始される。

※⑤、⑦、⑧に関する対応は、被災市町村自らが行うことを基本とし、状況によっては、県が代行するケースもある。

大分県（循環社会推進課）チェック用 ※対応が生じる場合

対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先	
し尿関係の対応	平時	()	5-4-①：災害時における、支援の実施に係る条件について、確認・意見交換を行う場が設けられているか。	関係団体※
	発災後 24 時間以内	()	5-4-②：発災に伴うし尿処理への対応に関する協力要請を行ったか。（応援要請書を出したか。）	関係団体
	発災後 48 時間以内	()	5-4-③：関係団体とともに、被災市町村の現地確認を行ったか。	関係団体、被災市町村
	発災後 48 時間以内	()	5-4-④：関係団体を通じ、被災市町村に対して必要な支援の手配が進められているか。（事業者の選定及び事業者への協力要請など。）	関係団体
	発災後 72 時間以内 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑤：事業者への委託に当たっての条件について確認を行うための協議の場に参加したか。	団体加盟事業者
		()	5-4-⑤：事業者との協議結果について、他の被災市町村へ情報共有したか。	協議に参加していない被災市町村
	発災後 72 時間以内 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑦：事業者への委託に向けた事務手続きが行われたか。	県庁内（会計管理局）
		()	5-4-⑦：事業者と契約が締結されたか。	団体加盟事業者
発災後 1 週間以内	()	5-4-⑧：事業者によるし尿関係の対応が開始されたか。（被災市町村が直接対応している場合、開始されたことを県が確認できたか。）	団体加盟事業者	

※し尿への対応に係る主な関係団体：大分県環境整備事業協同組合、(公財)大分県環境管理協会

大分県（循環社会推進課）チェック用 ※対応が生じる場合

対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
平時	()	5-4-①：災害時における、支援の実施に係る条件について、確認・意見交換を行う場が設けられているか。	関係団体※
発災後 48時間以内	()	5-4-②：発災に伴う仮置場への対応に関する協力要請を行ったか。（応援要請書を出したか。）	関係団体
発災後 48時間以内	()	5-4-③：関係団体とともに、被災市町村の現地確認を行ったか。	関係団体、 被災市町村
発災後 72時間以内	()	5-4-④：関係団体を通じ、被災市町村に対して必要な支援の手配が進められているか。（事業者の選定及び事業者への協力要請など。）	関係団体
発災後 72時間以内 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑤：事業者への委託に当たっての条件について確認を行うための協議の場に参加したか。	団体加盟事業者
	()	5-4-⑤：事業者との協議結果について、他の被災市町村へ情報共有したか。	協議に参加していない被災市町村
発災後1週間以内 （必要な場合のみ）	()	5-4-⑥：事業者から、一般廃棄物処理施設の設置の届出が行われたか。	団体加盟事業者
【5-4-⑥の対応がある場合】 発災後2週間以降 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑦：事業者への委託に向けた事務手続きが行われたか。	県庁内（会計管理局）
【5-4-⑥の対応がない場合】 発災後72時間以内 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑦：事業者と契約が締結されたか。	団体加盟事業者
【5-4-⑥の対応がある場合】 発災後2週間以降 （県が対応する必要がある場合のみ） 【5-4-⑥の対応がない場合】 発災後1週間以内 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑧：事業者による仮置場関係の対応が開始されたか。（被災市町村が直接対応している場合、開始されたことを県が確認できたか。）	団体加盟事業者

※仮置場への対応に係る主な関係団体：（一社）大分県産業資源循環協会

大分県（循環社会推進課）チェック用 ※対応が生じる場合

対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先	
平時	()	5-4-①：災害時における、支援の実施に係る条件について、確認・意見交換を行う場が設けられているか。	関係団体※	
発災後 48時間以内	()	5-4-②：発災に伴うごみへの対応に関する協力要請を行ったか。（応援要請書を出したか。）	関係団体	
発災後 48時間以内	()	5-4-③：関係団体とともに、被災市町村の現地確認を行ったか。	関係団体、 被災市町村	
発災後 72時間以内	()	5-4-④：関係団体を通じ、被災市町村に対して必要な支援の手配が進められているか。（事業者の選定及び事業者への協力要請など。）	関係団体	
ごみ関係の対応	発災後 1週間以内	()	5-4-⑤：事業者への委託に当たっての条件について確認を行うための協議の場に参加したか。	団体加盟事業者
	(県が対応する必要がある場合のみ)	()	5-4-⑤：事業者との協議結果について、他の被災市町村へ情報共有したか。	協議に参加していない被災市町村
	発災後1週間以内 (必要な場合のみ)	()	5-4-⑥：事業者から、一般廃棄物処理施設の設置の届出が行われたか。	団体加盟事業者
	【5-4-⑥の対応がある場合】 発災後2週間以降 (県が対応する必要がある場合のみ)	()	5-4-⑦：事業者への委託に向けた事務手続きが行われたか。	県庁内（会計管理局）
	【5-4-⑥の対応がない場合】 発災後1週間以内 (県が対応する必要がある場合のみ)	()	5-4-⑦：事業者と契約が締結されたか。	団体加盟事業者
	【5-4-⑥の対応がある場合】 発災後2週間以降 (県が対応する必要がある場合のみ)	()	5-4-⑧：事業者によるごみ関係の対応が開始されたか。（被災市町村が直接対応している場合、開始されたことを県が確認できたか。）	団体加盟事業者
	【5-4-⑥の対応がない場合】 発災後1週間以内 (県が対応する必要がある場合のみ)			

※ごみへの対応に係る主な関係団体：（一社）大分県産業資源循環協会

大分県（循環社会推進課）チェック用 ※対応が生じる場合

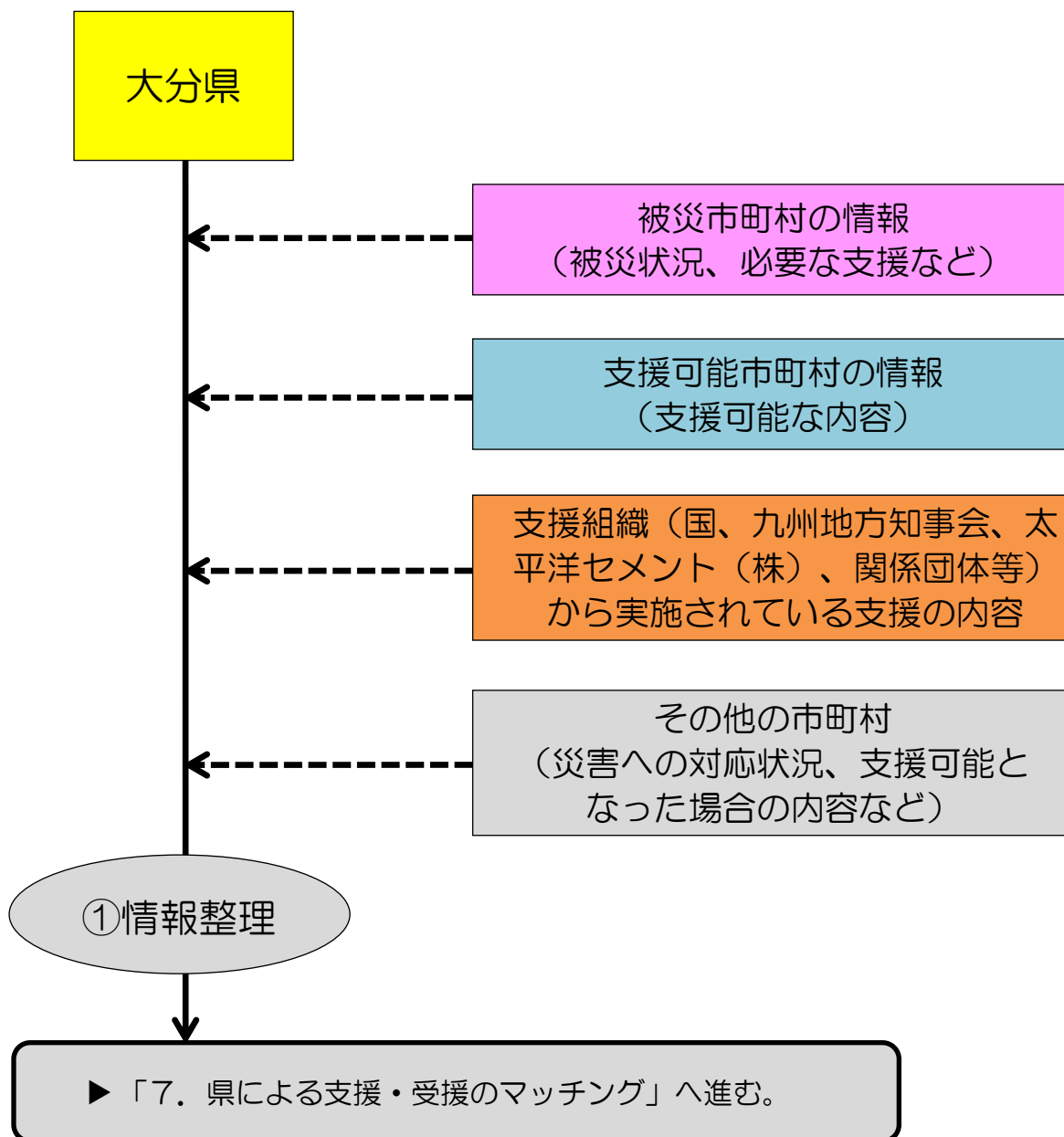
対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
平時	()	5-4-①：災害時における、支援の実施に係る条件について、確認・意見交換を行う場が設けられているか。	関係団体※
発災後 2週間以内	()	5-4-②：発災に伴う家屋解体への対応に関する協力要請を行ったか。（応援要請書を出したか。）	関係団体
発災後 2週間以内	()	5-4-③：関係団体とともに、被災市町村の現地確認を行ったか。	関係団体、 被災市町村
発災後 2週間以内	()	5-4-④：関係団体を通じ、被災市町村に対して必要な支援の手配が進められているか。（事業者の選定及び事業者への協力要請など。）	関係団体
発災後 2週間以内 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑤：事業者への委託に当たっての条件について確認を行うための協議の場に参加したか。	団体加盟事業者
	()	5-4-⑤：事業者との協議結果について、他の被災市町村へ情報共有したか。	協議に参加していない被災市町村
発災後 2週間以降 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑦：事業者への委託に向けた事務手続きが行われたか。	県庁内（会計管理局）
	()	5-4-⑦：事業者と契約が締結されたか。	団体加盟事業者
発災後 2週間以降 （県が対応する必要がある場合のみ）	()	5-4-⑧：事業者による家屋解体関係の対応が開始されたか。（被災市町村が直接対応している場合、開始されたことを県が確認できたか。）	団体加盟事業者

※家屋解体への対応に係る主な関係団体：（一社）大分県建設業協会、大分県建造物解体工事業協同組合

6. 情報の整理

被災市町村、支援可能市町村、支援組織等の情報を整理し、これをもとに支援・受援の調整（マッチング）を開始する。

【対応の概略図】



【解説】

① 【大分県 による対応】

情報整理

各関係者から収集した情報、調整した事項等について整理を行う。（下表参照）

関係者	整理する事項
被災市町村	被災状況、必要な支援の内容等
支援可能市町村	支援可能な内容等
支援組織	現在調整が行われている支援の内容 既の実施されている支援の内容
その他の市町村（被災しているが単独で処理 対応に当たっている市町村）	被災状況、災害への対応状況
その他の市町村（被災していないが支援に当 たることのできる状況にない市町村）	支援可能となった場合の支援内容

情報の収集頻度は、被災市町村については、定期的に行うことを基本とするが、被災程度によっては十分に情報が集まらないことも考えられることから、「3. 被災市町村への照会」に記載しているとおり、県職員による現地確認や他の支援組織（環境省、D.Waste-Net、産業資源循環協会等）とも連携し、情報収集の拡充に努めるものとする。必要な支援について十分な情報が集まらない場合は、支援側からの情報（支援可能な内容）を先行して整理し、被災市町村へ提示するような対応とする。

支援可能市町村からの支援に関する情報は、時間の経過とともに状況が変化するおそれ（既に別のところへ支援を行ったなど）もあることから、ニーズの高そうな支援内容については特に、回答いただいた支援可能な内容の情報が今も生きているか、県から定期的に確認を行うこととする。

支援組織からの支援については、それぞれの調整状況をもとに、適宜情報を更新する。

その他の市町村についても、状況の変化について、定期的に情報確認を行うこととする。

なお、「5-1. 国との連携」において示した「ブロック内連携」の体制が構築されている場合は、この体制に基づいた支援者とともに情報の整理を行うこととなる。

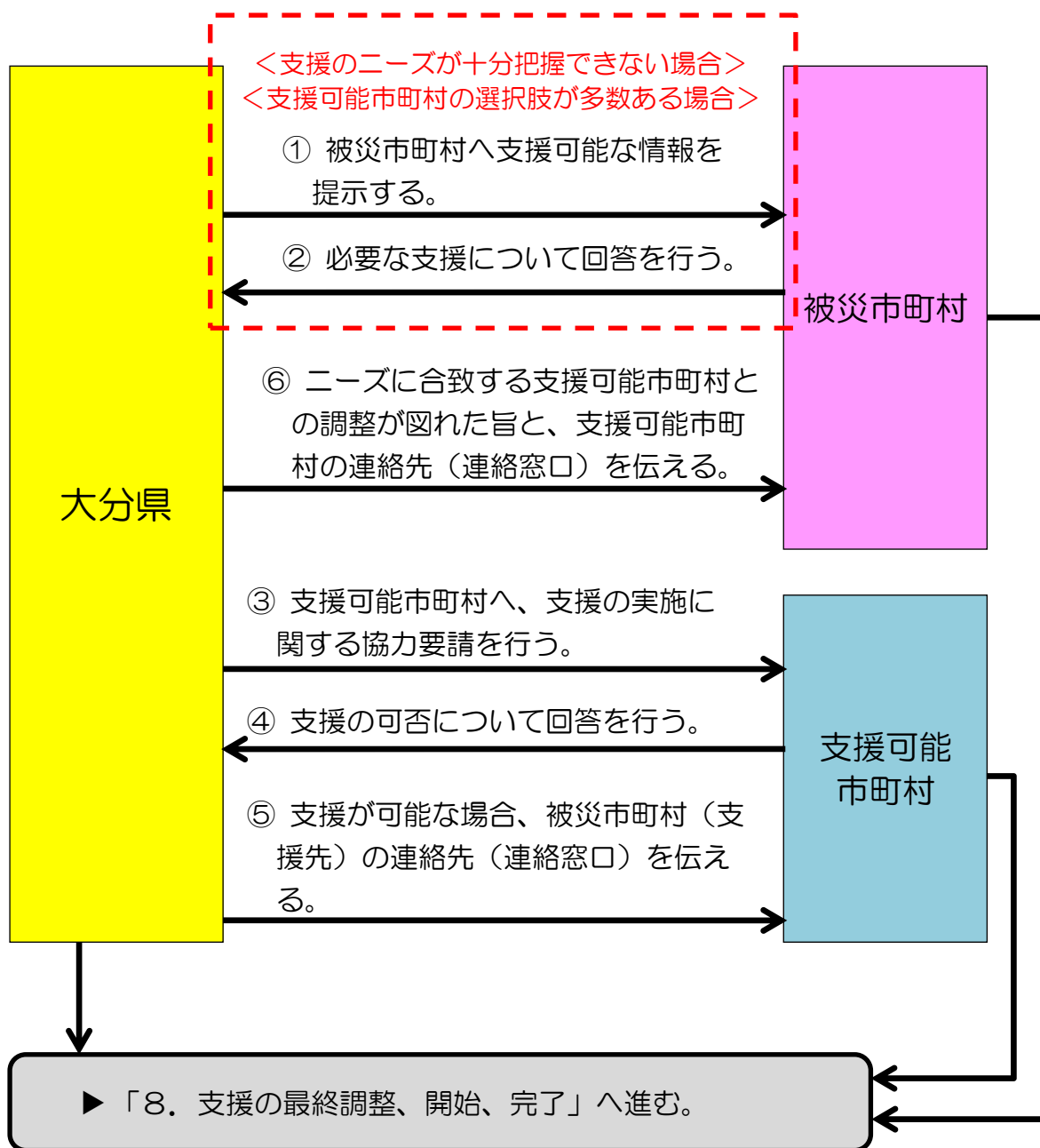
大分県（循環社会推進課）チェック用

対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後 72 時間以内 （初動段階における情報の整理として。以降も対応を継続）	()	6-①:被災市町村の情報(被災状況、必要な支援など)が整理できたか。	なし（循環社会推進課内の対応）
	()	6-①:支援可能市町村の情報(支援可能な内容)が整理できたか。	
	()	6-①:九州地方環境事務所による支援の情報が整理できたか。	
	()	6-①:九州地方知事会による支援の情報が整理できたか。	
	()	6-①:太平洋セメント(株)による支援の情報が整理できたか。	
	()	6-①:関係団体による支援の情報が整理できたか。	
	()	6-①:その他の市町村(被災市町村、支援可能市町村以外の市町村)について、状況の変化(支援を必要とするようになった、支援ができるようになった、など)に関する確認を行ったか。	その他の市町村

7. 県による支援・受援のマッチング

- ・ 支援可能市町村に対し、被災市町村のニーズに応じた支援が可能か打診する。
- ・ マッチングの調整結果を双方に伝える。

【対応の概略図】



【解説】

< 支援のニーズが十分把握できない場合、支援可能市町村の選択肢が多数ある場合 >

① 【大分県 → 被災市町村 への対応】

被災市町村へ支援可能な情報を提示する。

「6. 情報の整理」の段階で整理できている内容をもとに、被災市町村へ支援可能な情報を提

示する。(被災市町村のニーズに合致する支援可能市町村が多数ある場合も、被災市町村の意向を確認するという意味合いで選択肢を提示することを想定している。)

<支援のニーズが十分把握できない場合、支援可能市町村の選択肢が多数ある場合>

② 【被災市町村 → 大分県 への対応】

必要な支援について回答を行う。

大分県から提示された支援可能な情報に対し、被災市町村側で希望する支援の内容について県へ回答を行う。

なお、この段階では、確実に当該被災市町村へ支援できるか確約できるものではなく、現状支援可能な市町村から集まっている情報をもとに、被災市町村の希望を募るという取り扱いとなる。

③ 【大分県 → 支援可能市町村 への対応】

支援可能市町村へ、支援の実施に関する協力要請を行う。

大分県が整理した情報をもとに、被災市町村が求める内容に合致する支援の準備がある支援可能市町村に対し、支援の実施に関する協力要請を行う。

協力要請に当たっては、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」に基づき、県様式8（災害時応援協定に基づく応援要請について）を用いる。

調整する案件は、被災市町村の状況から緊急度の高いものを優先して選定するよう心がける。

「人」に関する支援	廃棄物担当部局の職員が少なく、被害の大きい市町村を優先する。また、支援側からの選定においては、災害廃棄物処理に係る経験者による支援を優先する。
「収集運搬」に関する支援	街中からのごみの撤去（処理施設又は仮置場への運搬）と、し尿処理施設が機能していない場合のし尿処理を最優先とする。 次いで、仮置場の受入容量が限界となっているところからの運搬（ごみ処理施設や別の仮置場等）を優先する。
「処理処分」に関する支援	仮置場の受入容量が限界となっているところの処理を優先する。ただし、市町村のごみ処理施設で受け入れられる廃棄物の種類は限られているため、事前の分別や、関係団体との連携（例：産廃業者への委託等）も必要となる。

支援・受援の調整（マッチング）に当たっては、特定の市町村の支援のみに偏って進行することのないよう留意する。

なお、「5-1. 国との連携」において示した「ブロック内連携」の体制が構築されている場合は、この体制に基づき、広域連携チームにおいてマッチングを行うこととなる。

④ 【支援可能市町村 → 大分県 への対応】

支援の可否について回答を行う。

大分県からの打診に対し、問題なく支援可能な状況であれば、これを承諾する。

支援可能市町村の事情により、打診があった際に支援できない状況になっていた場合は、当該情報を更新するとともに、改めて別のマッチングを行うこととする。

⑤ 【大分県 → 支援可能市町村 への対応】

支援が可能な場合、被災市町村（支援先）の連絡先（連絡窓口）を伝える。

支援可能市町村が④で支援可能な旨の回答を行った場合、支援可能市町村が実際に支援を行う支援先（被災市町村）の窓口となる担当者の連絡先を、県から伝える。この際、県からは、「支援先（被災市町村）にも支援可能市町村の担当者名と連絡先を伝えること」、「今後の連絡は被災市町村と支援可能市町村の間で直接行うものとし、その連絡は支援可能市町村から行っていただくこと」を併せて伝える。

⑥ 【大分県 → 被災市町村 への対応】

ニーズに合致する支援可能市町村との調整が図れた旨と、支援可能市町村の連絡先（連絡窓口）を伝える。

マッチングにより、被災市町村のニーズに合致する支援が可能との回答が支援可能市町村から得られたものについては、被災市町村へその旨の連絡と、支援可能市町村の連絡先と窓口となる担当者名を伝える。

被災市町村への連絡は、支援の調整がついたものについて行うものとし、支援可能市町村側で支援できないとの回答があった案件、調整中あるいは調整が進行していない案件などについては、被災市町村へ特段の連絡は行わず、マッチング対応を優先して行うものとする。（県から被災市町村への連絡を以って、調整が図れたもののご理解いただく）

ただし、県から連絡を行った時点で、被災市町村が既に当該支援を必要としない状況に変わっていた場合は、県から支援可能市町村へ別途断りの連絡を行うか、支援可能市町村が「8. 支援の最終調整、開始、完了」において被災市町村へ連絡を行った段階で被災市町村から断りの連絡を行うこととする。

支援自体は必要だが支援の条件が変更となった（処理量、支援期間等）場合は、一旦はそのまま「8. 支援の最終調整、開始、完了」において双方の調整を進めることとし、結果としてさらなる支援が必要となる場合は、改めて被災市町村が必要とする支援の情報として整理して、引き続きマッチングに努めることとする。

以上を以って県によるマッチングは完了とし、以降は、「8. 支援の最終調整、開始、支援」の流れの中で、当事者間（被災市町村と支援可能市町村）が直接具体的な調整を行うものとする。

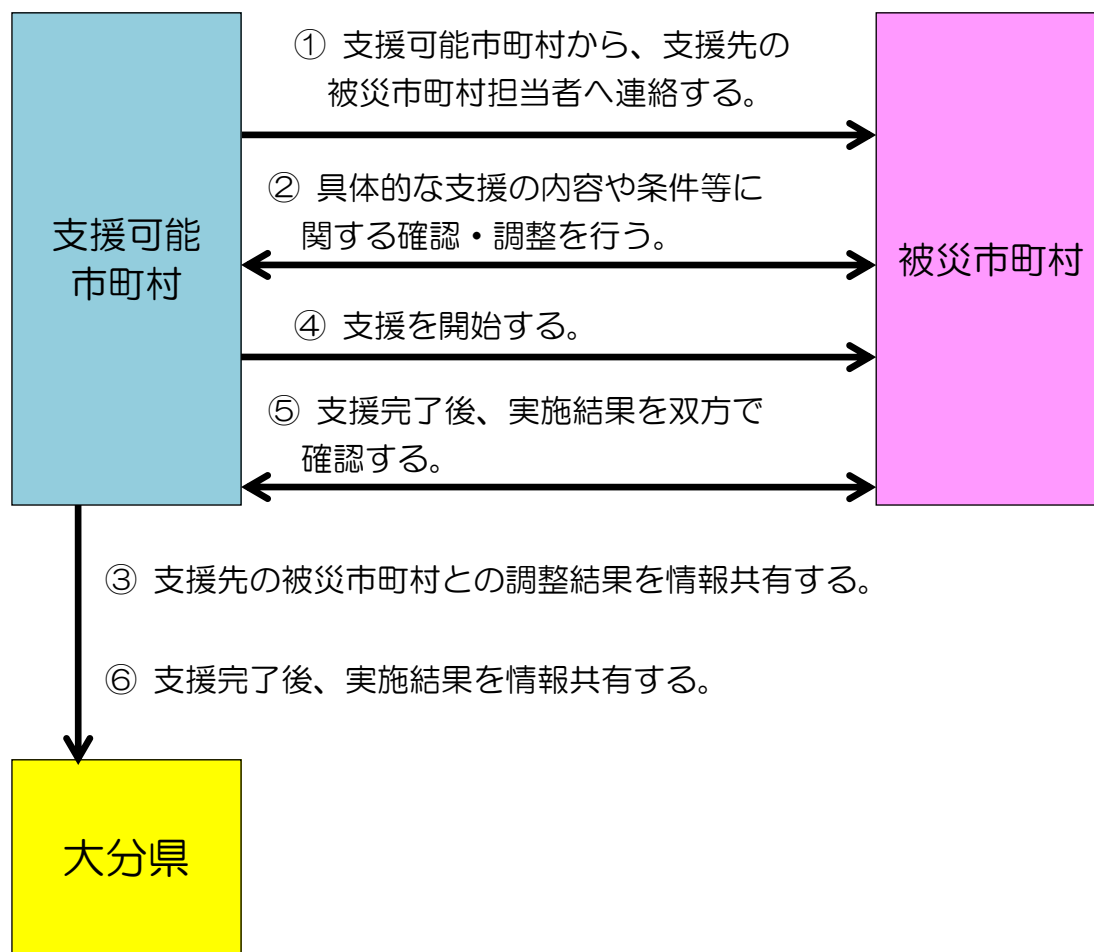
大分県（循環社会推進課）チェック用			
対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後1週間以内 （必要な場合のみ）	（ ）	7-①：被災市町村に対し、支援可能な情報を提示できたか。	被災市町村
発災後1週間以内 （7-①に対して）	（ ）	7-②：被災市町村から、必要な支援について回答が得られたか。	被災市町村
発災後1週間以内	（ ）	7-③：支援可能市町村の「支援可能な内容」の情報に基づいて、支援の実施に関する協力要請を行ったか。	支援可能市町村
発災後1週間以内 （7-③に対して）	（ ）	7-④：支援可能市町村から、支援の可否に関する回答が得られたか。	支援可能市町村
発災後1週間以内 （7-④に対して）	（ ）	7-⑤：支援可能市町村による支援が可能な場合、支援先の連絡先を伝え、その後の対応を依頼したか。	支援可能市町村
発災後1週間以内	（ ）	7-⑥：被災市町村に対し、支援可能市町村からの支援が行われる旨と支援可能市町村担当者の連絡先を伝えたか。	被災市町村

※調整先は複数の発生が見込まれ、支援のニーズが後から出てくることもあるため、災害廃棄物処理が行われている間は、対応が継続する。初動の段階で整理されているニーズとシーズの情報については、発災後1週間以内に可能な範囲で調整を図ることを目標とする。

8. 支援の最終調整、開始、完了

被災市町村と支援可能市町村同士で、具体的な条件の確認等、最終調整を行い、その結果について情報共有を受ける。
支援完了後も同様に結果の情報共有を受ける。

【対応の概略図】



【解説】

① 【支援可能市町村 → 被災市町村 への対応】

支援可能市町村から、支援先の被災市町村担当者へ連絡する。

支援可能市町村から、支援先の被災市町村担当者へ連絡を行う。

② 【支援可能市町村、被災市町村 間の対応】

具体的な支援の内容や条件等に関する確認・調整を行う。

支援内容は、県からあらかじめ双方に伝達されているが、実際は細かな条件や支援内容の見直し等も出てくることが考えられるため、支援可能市町村と被災市町村との間で、具体的な確認・

調整等を行う。

③ 【支援可能市町村 → 大分県 への対応】

支援先の被災市町村との調整結果を情報共有する。

支援可能市町村と被災市町村との間で具体的に確認・調整を行い、実際に行う支援の内容が確定したら、その内容を県とも情報共有する。

なお、確認・調整を進める中で、支援に関する条件の不一致など支障が出た場合においても、県に情報共有を行うものとし、協議によっても条件のすり合わせが困難な場合は、両者の調整を一旦中止し、改めて県によるマッチングを行う。この際は、双方の不一致の原因となった条件を、「6. 情報の整理」でとりまとめた情報にもフィードバックする。

④ 【支援可能市町村 → 被災市町村 への対応】

支援を開始する。

②で確定した内容を以って、支援可能市町村からの支援を開始する。支援の途中で支援の内容等に見直しが生じた場合は、双方の協議によって適宜対応する。

⑤ 【支援可能市町村、被災市町村 間の対応】

支援完了後、実施結果を双方で確認する。

支援可能市町村による支援が完了したら、支援可能市町村・被災市町村の双方で、計画していた支援内容が確実に実施されたことの確認を行う。双方の認識に齟齬が生じていた場合は、協議を行い、その後の対応を検討し、必要な対応が実施されたのち、改めて双方で確認を行う。

⑥ 【支援可能市町村 → 大分県 への対応】

支援完了後、実施結果を情報共有する。

支援可能市町村・被災市町村の双方において、支援が完了したことを確認できたら、支援可能市町村から大分県に対し、県が調整した支援が完了した旨、情報共有を行う。

以上を以って、県がマッチングを行った案件の支援が完了したものとする。

大分県（循環社会推進課）チェック用

対応時期（努力目標）	チェック	対応事項	対応先
発災後2週間以内	()	8-③：支援可能市町村から、被災市町村への支援に関する調整結果について、情報共有が行われたか。	支援可能市町村
発災後2週間以降	()	8-⑥：支援可能市町村から、被災市町村への支援が完了したことについて、情報共有が行われたか。	支援可能市町村